

令和6年度地方債についての質疑応答集

この質疑応答集は、従来、頻繁に電話等でお問い合わせいただいた項目について、地方公共団体における執務上の参考のためにとりまとめたものです。

[凡例]

地財法：地方財政法（昭和23年法律第109号）

【1 一般的事項】

Q1-1 地方負担額又は起債対象事業費の算定に当たって、国庫支出金、都道府県支出金等について、控除するかどうかの具体的な判断基準を示してください。

A1-1

- 1 法令に基づく負担金、法令・条例に基づく分担金及び国庫補助負担金等の交付要綱等により国庫支出金交付の条件とされた都道府県支出金は、原則として、地方負担額又は起債対象事業費の算定に当たって、控除すべき控除財源に該当するものです。
- 2 市町村事業に対する都道府県支出金のうち、法令等に義務付けのない単独の助成については、当該、都道府県支出金の根拠となっている条例、規則、要綱等に基づき取り扱うことを原則としてください。その際、次の事項にご留意ください。
 - (1) 都道府県支出金を交付する根拠となっている条例、規則、要綱等（以下「都道府県支出金要綱等」という。）において、都道府県支出金を国庫支出金及び地方債を充当した後の市町村負担額について交付することと定めているものは、控除しないものです。
 - (2) 都道府県支出金要綱等において都道府県支出金を国庫支出金に上乘せして国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額に対し交付することと定めているものその他の都道府県支出金等については、国庫支出金等と同様、地方負担額又は起債対象事業費から控除するものです。
 - (3) 国庫支出金等を伴う起債対象事業費であって、国庫補助基本額相当部分及び継ぎ足し単独部分がある場合には、都道府県支出金要綱等において、明確に交付対象を特定していない場合においては、継ぎ足し単独事業分から控除することとして差し支えありません。
- 3 宅地開発又は住宅建設に伴う開発事業者からの分担金のほか、宅地開発指導要綱等に基づき関連公共公益施設の整備等に関して開発事業者から受けている指定寄附金等については、当該寄附金等が予算手続上当該起債対象事業費に充てべき財源とされたものについては、控除財源として取り扱ってください。

Q1-2 支出決算済みの事業費等について、地方債の対象とすることができますか。

A1-2 一般に決算済みの事業に起債を充当することは、会計年度独立の原則と資金手当としての起債の性格からみて不適当ですが、次に該当する場合は、やむを得ないため対象とすることができます。

- 1 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用している事業の未払金（起債同意等年度の起債対象事業費に係るものに限ります。）
- 2 主管省庁が事業実施（着工）年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証したいわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業
- 3 激甚災害の指定が災害発生年度の翌年度になされたため、事業実施等の翌年度に歳入欠かん債及び災害対策債並びに小災害復旧事業について借入を行う場合
- 4 市町村合併により廃止される市町村が行った決算済み事業費（一時借入金等を行い、債務を承継したものに限られま

す。)

- 5 その他起債事務手続上の事情により資金を当該資金に係る起債同意等年度の歳入に編入することができる期限まで借り入れることができなかつた場合等実態に照らし決算済み事業費を融通対象とすることがやむを得ないと考えられる場合

Q 1-3 予算繰越された事業費について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-3 一般財源等を繰越財源として繰越した場合（予算繰越）は、予算上地方債を財源としていないため、当該事業費は地方債の対象となりません。

Q 1-4 前年度以前に用地特別会計において取得した用地を、一般会計等が再取得した場合、用地特別会計においてどのように対応すべきでしょうか。

A 1-4 前年度以前に用地特別会計において公共用地先行取得等事業により取得した用地又は土地開発基金を活用して取得した用地を一般会計等が再取得する場合における用地に係る用地特別会計の起債残高については、本来、再取得の際には償還すべきものであることを踏まえ、繰上償還、あるいは繰上償還に代わる減債基金への積立て等の措置を講じてください。

Q 1-5 公共施設の修繕事業に要する経費について、地方債の対象とすることができますか。

A 1-5 地方公共団体が行う公共施設の補修・改修に係る事業であつて、施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象とすることができます。

Q 1-6 地方債の対象とすることができる点検・調査等に要する経費とはどのようなものですか。

A 1-6 施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費が対象となります。

具体的には、建設事業の実施が決まっている場合において、詳細な点検・調査等をしなければ、工事方法の決定ができないうなど、実施設計と同一視できるような点検・調査等となります。したがって、一般的調査のほか、日常的な巡回のようなものや施設の状態を確認するためのものその他経常的なものに該当する点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはなりません。

Q 1-7 詳細な点検・調査等を実施した後、設計・工事に着手する前に、土地の所有者や関係機関との調整が必要となるため、工事の着手が点検・調査等の翌々年度以降となってしまう場合には、当該点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはならないのですか。

A 1-7 建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費については、原則として、当該年度又は翌年度に建設事業が行われるものが地方債の対象となりますが、例えば、

- ① 建設事業を実施する公共施設等と交差する施設の管理者である、河川管理者、高速道路会社、鉄道会社など第三者との通行規制・修繕の時期や方法等に係る協議に時間を要する
- ② 詳細設計及び工事に当たって、国土技術政策総合研究所や地方整備局などの国の機関や学識経験者、都道府県など第三者に助言を求め、当該助言を踏まえた設計等に時間を要する
- ③ 工事を実施するに当たり、十分な準備期間の確保を図る必要があるなど、やむを得ず翌々年度以降となってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、対象とすることができます。

起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。

Q 1-8 事業計画においては、詳細な点検・調査等を実施した翌年度に建設事業を実施する予定としていましたが、点検・調査等の結果、特殊な工法が必要となることが判明し、建設事業を1年遅らせることとなりました。こういう場合、当該点

検・調査等に要する経費は適債経費には該当しなくなるのですか。

A 1-8 建設事業の実施時期を遅らせる合理的な理由があり、実施時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、建設事業を中止する場合と異なり、設問の点検・調査等に要する経費は引き続き適債経費に該当するものと解されます。なお、建設事業の実施時期変更に当たっては、総務大臣又は都道府県知事に対し、変更の理由及び変更後の実施時期等について説明しておくことが望ましいと考えます。

Q 1-9 財源対策債分（令和6年度における地方財源の不足額に対処するため措置されるもの。以下同じ。）を含む事業の協議等手続は、どのように行うのですか。

A 1-9 財源対策債分を含む事業については、本来分及び財源対策債分を併せて協議等を行ってください。

Q 1-10 財源対策債分を含む事業に係る充当率の内訳はどうなっていますか。

A 1-10 別紙1をご参照ください。

Q 1-11 地方向け補助金等（投資関係）の名称から、対応する地方債を知ることができる早見表を示してください。

A 1-11 別紙2のとおりです。

【2 公共事業等】

Q 2-1 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）、または、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法」という。）に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業を実施する場合には、公共事業等と一般補助施設整備等事業のどちらの対象となりますか。

A 2-1 南海トラフ地震特措法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法に基づき、国庫補助率のかさ上げが行われる事業は、防災・安全社会資本整備交付金や農山漁村地域整備交付金等の交付を受けて、津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備や、これらの避難場所までの避難路その他の避難経路の整備を行う事業であり、公共事業等の対象となります。

Q 2-2 同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の(1)のウの地方公共団体金融機構資金を充てることができる「道路事業」に、農道及び林道に係る事業は含まれますか。

A 2-2 地方公共団体金融機構資金を充てることができる道路事業は、一般国道、都道府県道及び市町村道に係る事業であり、農道及び林道に係る事業は含まれません。

【3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業】

Q 3-1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の期間はいつまでですか。

A 3-1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の期間である令和7年度までです。

Q 3-2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の元利償還金に対する交付税措置率について教えてください。

A 3-2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の元利償還金に対する交付税措置率は50%です。ただし、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象となる学校教育施設の補助事業等に係る地方負担額に対する交付税措置率について、学校施設環境改善交付金を受けて実施する義務教育諸学校等の補強事業及び防災機能強化事業のように地方負担額に対する交付税措置率が50%を超えるものは、当該措置率になりますので、留意してください。

【4 災害復旧事業】

Q 4-1 補助災害復旧事業の対象となる「特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業」とはどのような事業ですか。

A 4-1 具体的には、通常の災害と比較して補助率のかさ上げがある事業や特別の災害に限り新規に国庫補助負担金が創設される事業が対象となります。

Q 4-2 いわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業の協議等手続は、どの年度に行いますか。

A 4-2 いわゆる施越事業に係る補助災害復旧事業については、国庫補助金が交付される年度において補助災害復旧事業（過年）として協議等を行ってください。

Q 4-3 補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率が、現年と同率となる「財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体」とはどのような団体ですか。

A 4-3 お尋ねの「別に定める地方公共団体」については、諸般の事情を斟酌する必要があるため、数値等による一律の基準を示すことは困難ですが、現年と同率の充当率を適用すべきと認められる「著しく異常かつ激甚な非常災害等」に対して講じられる特別の立法措置又は特別の予算措置等における対象団体の基準等を勘案して定めることとしています。

Q 4-4 災害復旧事業のうち「一般単独災害復旧事業」は、例えばどのような事業が対象となりますか。

A 4-4 対象事業を例示すると、次のとおりです。

- 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 2 積雪、山間地等の事情で被害が確認できなかった場合等により補助災害復旧事業の申請がなされなかった事業
- 3 国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業
- 4 国庫補助制度のない施設（庁舎、各種試験場等の公用施設等）の災害復旧事業
- 5 災害応急復旧工事（本復旧に日時を要する場合に緊急に施工しなければならない道路、橋りょう等の仮設工事、荒廃山地等からの土砂等による二次被害防止のための応急対策又は河川、海岸、用排水路等の仮締切等をいう。）
- 6 災害関連工事（災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環として行われる工事をいう。）
- 7 維持上又は公益上特に必要と認められる河川、港湾又は漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事
- 8 維持上又は公益上特に必要と認められる天然の河岸又は海岸の決壊に係る災害復旧工事
- 9 災害復旧事業に伴って施設の移転建替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事及び移転先の用地取得事業（被災前面積が上限）

Q 4-5 一般単独災害復旧事業において対象とならない事業について教えてください。

A 4-5 以下に掲げるものは一般単独災害復旧事業の対象となりません。

- 1 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害ではないもの
- 2 工事の費用に比して、その効果が著しく小さいと認められるもの（狭小な農耕地を保護するために多額な工事費を要する場合等）
- 3 維持工事と認められるもの（直ちに増破するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積の差狂い又は欠脱を復旧する工事、少量の捨石を補充するのみの工事等）
- 4 明らかに設計の不備又は、工事施行の粗漏に起因して生じたと認められるもの
- 5 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの
- 6 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 7 農地に係る災害復旧事業（激特法第5条の措置が適用されたもののうち、一箇所の工事費が40万円以上のものを除

く。)

Q 4-6 被災した庁舎を建て替える場合の一般単独災害復旧事業等の対象事業費の算出方法の考え方について教えてください。

A 4-6 原則として、被災前延床面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出するものですが、職員数の増加に伴う狭隘化などにより被災前延床面積を用いることが不適当な場合は、被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 m²を乗じて得た面積を上限として、対象事業費を算出することができます。なお、この場合に一般単独災害復旧事業の対象となる被災庁舎の「入居職員」は、地方公共団体定員管理調査（第1表～第3表）の対象となる職員から公営企業会計に所属する職員を除いた職員であり、地方公営企業災害復旧事業の対象となる「入居職員」は、同調査の対象となる公営企業会計に所属する職員です。

ただし、これらの面積は上限であり、庁舎の入居職員数の検討に際しては、対象事業費を適正に算出する観点から、類似団体の職員数との比較、将来人口や業務量等を踏まえての検討が必要となります。

また、被災前延床面積が、入居職員数と比較して著しく大きい場合に被災前延床面積を用いることは、事業費が過大となるため適当ではありません。

Q 4-7 災害復旧事業のうち「小災害復旧事業」の対象となる範囲を示してください。

A 4-7 小災害復旧事業とは、災害復旧事業のうち、次に掲げる事業を対象とするものです。

区 分	都道府県分 (含指定都市)	市町村分
公共土木施設	1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満のもの	1箇所の工事の費用が30万円以上60万円未満のもの
公立学校施設	1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの(1学校ごとの建物、建物以外の工作物又は土地については80万円(指定都市は40万円)未満、設備については60万円(指定都市は30万円)未満のものに限る。)	1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの(1学校ごとの建物、建物以外の工作物又は土地については40万円未満、設備については30万円未満のものに限る。)
農 地 等	1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの(指定都市のみ)	1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの

なお、応急工事又は応急仮工事に係る経費は、当該応急工事又は応急仮工事に係る本工事が小災害債の対象となる工事である場合に限り、当該本工事費に加算して差し支えないものです。

また、災害復旧は、原則として原形復旧ですが、再度被災のおそれのあるものについては、被災の原因に対応する程度とすることができるものとし、比較設計による事業費の額が、原施設を従前の工法で復旧する場合の事業費の額と同額若しくは少額となるものについては、原施設の工法をこえた復旧工法で施行することができるものとしています。

Q 4-8 小災害復旧事業に係る工事の1箇所の取扱いはどのようになりますか。

A 4-8 工事の1箇所の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に定めるところによります。具体的には次のとおりです。

1 公共土木施設

- (1) 河川、道路等の施設について災害にかかった箇所が100メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事は1箇所の工事とみなします。
- (2) 橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが、当該施設の効用

上困難又は不適當なもの（ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りでない。）は1箇所の工事とみなします。

2 農地等

- (1) 農地、農業用施設、林道の一の施設について、災害にかかった箇所が150メートル（漁港施設にあつては100メートル。以下同じ。）以内の間隔で連続しているものに係る工事は1箇所の工事とみなします。
- (2) 一の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なもの（ただし、当該工事を施行する者が2以上あるものについては、この限りでない。）は1箇所の工事とみなします。

Q 4-9 小災害復旧事業における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等による適用除外規定の取扱いについて教えてください。

A 4-9 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）又は農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律のそれぞれの適用除外の規定は、原則として小災害復旧事業に準用します。

Q 4-10 自治会等が所有する自治公民館等の施設の復旧事業に対して、地方公共団体が補助する経費は、一般単独災害復旧事業の対象となりますか。

A 4-10 自治会等が所有する自治公民館等の施設については、所有者が公共的団体（認可地縁団体）であり、かつ、公共施設に該当する場合（規約等により区域外の住民にも利用が認められる場合）には、地方公共団体が当該施設の復旧事業に対して補助する経費は、一般単独災害復旧事業の対象となります。

なお、自治会等が所有する消防団詰所についても、地方公共団体が当該施設を取得して原形復旧する場合には、同事業の対象となります。

Q 4-11 被災した施設の復旧と併せて整備する備品の取扱いについて教えてください。

A 4-11 被災した施設を原形復旧する際に、当該施設の復旧と併せて整備する備品の購入費については、被災した施設が有していた機能を復旧する観点から、以下の要件を全て満たす場合は、取得価格が20万円未満のものであっても、災害復旧事業の対象となります。

- ・ 当該施設の事業目的のために整備することが不可欠なもの
- ・ 当該地方公共団体において、備品として取り扱われるもの
- ・ 被災した備品と品質・価格等が同程度のもの

【5 学校教育施設等整備事業】

Q 5-1 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業は、どのような事業が対象ですか。

A 5-1 原則として、学校施設環境改善交付金（大規模改造）の対象事業に相当する義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る単独事業が対象です。

なお、同交付金の大規模改造（老朽）については、令和5年度から、長寿命化改良事業へ移行されることとなっておりますので、ご注意ください。

【6 社会福祉施設整備事業】

Q 6-1 社会福祉施設整備事業は、例えばどのような施設が対象となりますか。

A 6-1 社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設や老人福祉施設等のいわゆる福祉六法に規定する施設及びこれに準ずる施設として通知により設備運営基準が定められている施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法

(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象としており、例示すると以下のとおりです。

ただし、都道府県が施設整備を実施する補助事業に係る地方負担額は、公共事業等債の対象となるため、除かれます(補助事業として都道府県が行う市町村及び社会福祉法人等の施設整備に対する補助は社会福祉施設整備事業債の対象です。)

- 1 保護施設
- 2 児童福祉施設、指定保育士養成施設、子育て支援のための拠点施設(放課後児童クラブなど)
- 3 母子・父子福祉施設及びこども家庭センター
- 4 老人福祉施設
- 5 障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
- 6 身体障害者社会参加支援施設
- 7 地域福祉センター及び老人憩いの家

【7 一般廃棄物処理事業】

Q 7-1 一般廃棄物処理事業のうち施設内の道路整備費、よう壁等の工事費の事業費はどのように区分すべきですか。

A 7-1 施設内の道路整備費については施設費として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出を要しない最終処分場に係るよう壁、排水処理施設等及び最終覆土(芝張)等の工事費については、用地関係費として取り扱ってください(なお、Q11-1 も参照してください)。

Q 7-2 一般廃棄物処理事業のうちごみ焼却発電等熱利用施設における「売電を主たる目的とする場合」とは、どのような場合ですか。

A 7-2 売電を主たる目的とする場合とは、発電量に占める売電の割合が 50%を超えると見込まれる場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「再エネ特措法」という。)に基づく FIT・FIP 制度の適用を受けて売電をする場合です。

【8 一般補助施設整備等事業】

Q 8-1 一般補助施設整備等事業のうち「豪雪対策事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 8-1 豪雪対策事業では、豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条の規定に基づき指定された豪雪地帯の市町村が実施する豪雪地帯内を連絡する市町村道(橋梁を含む。)、除雪機械等(車庫、運転者用仮眠施設等を含む。)及びその他関連防雪施設(道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)に規定する雪覆工、流雪溝、融雪施設(消雪パイプ、ロードヒーター等)、吹きだまり防止施設及びなだれ防止施設をいう。)の整備事業が対象です。

Q 8-2 一般補助施設整備等事業及び一般事業のうち「住宅資金等貸付事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 8-2 地方公共団体の条例等に基づく高齢者若しくは障害者に対する住宅整備資金の貸付事業又は水洗便所改造等資金の貸付事業が対象です。

Q 8-3 一般補助施設整備等事業のうち「地域公共交通再構築事業(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号) 第 2 条第 9 号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。)」は、どのような事業が対象ですか。

A 8-3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号) 第 24 条第 2 項の規定に基づく国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づき、国庫補助金を受けて実施する鉄道施設の整備及び鉄道車両の導入が対象になります。具体的な国庫補助金は次のとおりです。

- ① 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業及び効果促進事業)
- ② 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(先進車両導入支援事業)

【9 一般事業】

Q 9-1 一般事業のうち「地域鉄道対策事業」に該当するかどうかについて、どのような点に留意して確認すればよいでしょうか。

A 9-1 地域鉄道対策事業は、地方公共団体が行う地域鉄道事業者の投資への補助が対象になりますが、その該当性の確認に当たっては、

- ① 助成先が「地財法施行令第1条で定める法人」に該当する地域鉄道事業者かどうか、
- ② 助成の対象となる事業が鉄道施設の整備・更新や車両の購入等の「建設事業」に該当するかどうかについて、個別に確認する必要があります。

特に、中小民鉄や地方公共団体の出資割合が低い第三セクターが地域鉄道事業者となっているケースがあるので、十分に留意してください。

Q 9-2 新たに出資金や貸付金の財源として地方債を充てることを検討していますが、どのような点に留意すればよいですか。

A 9-2 出資金や貸付金の財源に充てるための地方債の適債性については、①出資金にあつては、地方債の償還財源としての出資金が当該地方公共団体の財産として将来にわたり出資先に維持される等地方債を財源として出資を行うことに合理性があるものであるかどうか、②貸付金にあつては、貸付金の回収が確実に認められるものであること等地方債を財源として貸付けを行うことに合理性があるものかどうかについて、個別に確認する必要があります。

出資先や貸付先の収支計画等を通じて償還確実性を個別に確認する場合など、確認のために時間を要することもあり得ることから、新たに地方債を出資や貸付の財源として充てることを検討する場合には、事前に時間的な余裕を持って相談してください。

Q 9-3 出資金、貸付金及び補助金の財源として地方債を充てる場合、起債予定額一覧表等の提出に当たり、どのような点に留意すればよいですか。

A 9-3 「備考」欄に、出資先、貸付先及び助成先を必ず記載するようにしてください。なお、地域鉄道対策事業も補助金の財源として地方債を充てる事業ですので、「備考」欄に助成先を記載するようにしてください。

Q 9-4 地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資債は、どのようなものが対象となりますか。

A 9-4 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第1項の規定に基づき市町村が作成する創業支援事業計画に位置付けられている事業で、地域の資源と地域の資金（地域金融機関からの融資等）を活用して事業の立ち上げを実施する法人等に対して地方公共団体が出資を行うものが対象です。

Q 9-5 一般事業のうち「拠点法等特別事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 9-5 拠点法等特別事業は、次の事業が対象です。

- 1 地方公共団体が、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第13条第2項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第15号）第16条又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第18条の規定に基づき行う出資、補助その他の助成
- 2 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第18条及び第26条の規定に基づき、地方公共団体が、民間事業者に貸し付け、又は出資の目的とするために行う、基本構想に定める重点整備地区又は業務核都市において整備されるべき中核的施設等で公共施設以外のものの整備

Q 9-6 一般事業のうち「河川等事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 9-6 地方公共団体が単独事業として行う河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設の整備事業（同法第 100 条に規定する施設を含む。）、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備に関する工事、その他の治山治水事業、水質浄化事業及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 5 号に規定する都市下水路の整備事業が対象です。

Q 9-7 一般事業のうち「臨時高等学校改築等事業」は、どのような事業が対象ですか。

A 9-7 地方公共団体が単独事業として行う高等学校（特別支援学校の高等部並びに中等教育学校の後期課程を含む。）の老朽施設の改築事業（施設の移転による改築の事業を含む。以下「老朽施設改築事業」という。）又は大規模改造事業であり、老朽施設改築事業の対象となる施設は、原則として、建築後 15 年程度（鉄筋コンクリート造の場合は 20 年程度）を経過した施設です。

Q 9-8 一般事業のうち「半島振興道路整備事業」の「防災機能強化分」について、「防災拠点」や「避難場所」にはどのようなものが該当しますか。

A 9-8 「防災拠点」には、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物が、「避難場所」には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所が該当します。

【10 地域活性化事業】

Q10-1 「原則全般的に地域木材を利用した施設の整備」とは、具体的にどのようなものが対象となりますか。

A10-1 新築又は増改築の場合は、木造の建築物（同一建築物において木造部分と非木造部分が混在する場合は木造部分のみ）が対象となります。また、木造部分と非木造部分が混在する建築物で、木造部分と非木造部分を切り分けできない場合は、建築物全体で、木造の建築物と同程度に地域木材が利用されているものが対象となり、その際、床面積 1 m²当たりの地域木材の利用量が 0.18 m³以上であることを目安とすることが考えられます。

改修の場合は、内装の木質化が対象となります。

Q10-2 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校（以下「公立大学等」という。）の施設（産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備において、具体的にどのような施設が対象となりますか。

A10-2 公立大学等において、以下に例示するタイプの施設を整備する場合は対象となります。

また、既存の公立大学等施設をこれらの施設に改修する場合も対象となります。ただし、私立大学等の設置者（大学等を設置する学校法人、株式会社や特定非営利活動法人）からの買取りは除きます。

なお、これらは例示のための便宜的な施設類型であり、複数の類型に該当する施設整備も対象となります。

1 産学連携拠点施設

地域企業との共同研究・設備の共同利用、オープンラボなど、産学連携の拠点となる施設

2 サテライトキャンパス

主に郊外の大学が街中に整備する住民向け公開講座やリカレント教育、地域課題解決型の教育研究活動の拠点となる施設

3 地域交流拠点施設

多目的ホール・会議室の開放、生涯学習講座の開催など、地域住民に交流の場を提供するための施設

4 地域連携センター

Q10-3 令和5年度地方債同意等基準運用要綱別紙2の地域活性化事業における1(4)「一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保」の「公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティ、公共施設における男女別トイレの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり」及び「子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設、認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化社会を支える保険福祉施設及び乳幼児ベッドや幼児用の椅子を備えたトイレ、授乳室、休憩室、託児室等の女性・子育て支援関連施設の整備」については、令和6年度はどの事業債の対象となりますか。

A10-3 ア「公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティ、公共施設における男女別トイレの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり」、イのうち「乳幼児ベッドや幼児用の椅子を備えたトイレ、授乳室、休憩室、託児室等の女性・子育て支援関連施設の整備」については、公共施設等適正管理推進事業のユニバーサルデザイン化事業の対象となります。

イのうち「子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設、認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設」の整備については、こども・子育て支援事業の対象となります。

【11 地方道路等整備事業】

Q11-1 公共施設への連絡道路として道路の整備を行う場合、どのような地方債が対象となるのでしょうか。

A11-1 道路整備に関する事業債（例：地方道路等整備事業債）が対象です。

【12 旧合併特例事業】

Q12-1 公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、合併特例債又は合併推進債を活用することはできますか。

A12-1 市町村建設計画に基づく公共的施設の統合整備事業として行う除却が、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであれば、合併特例債を活用することができます。

また、合併市町村基本計画を達成するために行う公共的施設の統合整備事業として行う除却が、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであれば、合併推進債を活用することができます。

【13 防災対策事業（緊急防災・減災事業にも該当する事業に係る取扱いは共通）】

Q13-1 新たに公共施設等を整備する場合で施設の一部に「防災対策事業債」の対象となる施設・設備を併せて整備する場合、当該部分は「防災対策事業債」の対象となりますか。

A13-1 新たに公共施設等を整備する場合には、施設設置条例に定められている主たる目的に即した事業債（学校教育施設等整備事業債や社会福祉施設整備事業債など）を充当することとなりますが、施設の一部が「防災対策事業債」の対象としている消防団拠点施設等（Q13-2参照）や防災資機材等備蓄施設、非常用電源等に該当する場合には、当該施設部分の整備に限り「防災対策事業債」の対象となります。

例えば、次のような施設・設備の整備が対象となります。

- ・ コミュニティセンターを整備する場合に、地域防災力の更なる向上を目的として行われる消防団拠点施設等の整備（消防団拠点施設等整備以外は一般単独事業債の対象）
- ・ 体育館を整備する場合に、完成後の施設を指定避難所に位置付けることを前提に避難者の生活環境の改善を目的として行われる空調整備（空調整備以外は学校教育施設等整備事業債の対象）

Q13-2 「消防防災施設整備事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

- ・ 運用要綱(ア) a の「消防団拠点施設等」とは、「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」(平成 26 年 3 月 28 日付け消防第 122 号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)を踏まえて整備された公共施設が対象であり、災害時に自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設(地域防災の拠点施設)についても対象となります。

なお、庁舎等との複合施設として整備する場合には、防災拠点施設に係る部分とその他の部分を区分した上で、防災拠点施設に係る部分のみを対象とする必要があります。

- ・ 運用要綱(ア) c の「災害応急対策を継続するための設備・車両資機材(非常用電源及びトイレカー)」のうち、「非常用電源」とは、災害発生時に当該施設の機能を維持するために整備する非常用電源(移動電源車を含む。)の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策(上層階への移設、防護板の設置等)や機能強化(非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等)に要する経費についても対象となります。

なお、「災害応急対策を継続するための設備・車両資機材」は、非常用電源とトイレカー(トイレトレーラーを含む。)に限りです。

- ・ 運用要綱(ア) e の「避難路・避難階段」とは、津波をはじめとした災害時において、避難するために特に必要な道路(避難経路や緊急車両の進入経路等として確保しなければならないもの)や階段の新設・改良等が対象です。一般的な道路の防災工事は、防災対策事業(自然災害防止事業)、地方道路等整備事業などの対象となります。
- ・ 運用要綱(ア) f の「防災機能を強化するための施設」については、社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るもの(国庫支出金を受けて実施するものを除く。)に対する地方公共団体の補助金も対象としているところ、そのうち、「電源設備等の嵩上げ・上層階への移設」に係る補助金については、「非常用電源」そのものの整備に対する補助金も含まれます。
- ・ 運用要綱(ア) g の「指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設」とは、運用要綱に定めるもののほか、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等が対象です。なお、トイレの整備については、トイレカー(トイレトレーラーを含む。)の整備も対象となります。また、空調設備の整備については、電気、都市ガス、LP ガス等で整備する場合のいずれも対象となります。Wi-Fi の整備については、制御・監視装置(例:運用管理用サーバやシステム等)、電源設備(例:蓄電池、無停電電源装置等)、伝送路設備(例:光ファイバケーブル、引込線等)を指定避難所における Wi-Fi アクセスポイントとあわせて整備する場合に対象となります。

また、「社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るもの」については、社会福祉法人又は学校法人が行う指定避難所の生活環境改善に係る施設整備(国庫支出金を受けて実施するものを除く。)に対する地方公共団体の補助金を対象とします。

- ・ 運用要綱(ア) h の「災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」における「災害時に災害対策の拠点となる公用施設」とは、本庁舎(原則として、地方自治法第 4 条に基づき地方公共団体が、条例で定めた主たる事務所の位置に所在する公用施設をいう。以下同じ。)、その他庁舎及び消防学校のうち災害対策本部や緊急消防援助隊の都道府県大隊等で使用される施設、並びに消防本部・消防署・出張所・指令センターを指します。

また、「災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」を整備する場合における地域防災計画等への位置付けについては、災害発生時の初動体制が確保できるよう、それぞれの施設の設置場所(面積が特定できるよう具体的な位置を記載することが必要)、具体的な利用手続き、災害の程度に応じた応急対策に関する内容が求められます。

特に、応援職員の受入れに係る施設を整備する場合については、受援体制(国、地方団体、民間企業、ボランティア団体等からの応援を迅速・適確に受入れて情報共有や調整を行うための体制)の構築のための「受援計画」を策定することが必要となります。

なお、当該施設の整備については、一部改築又は増築による整備のほか、庁舎の建替えに併せて整備する場合も対象となりますが、庁舎の建替えに併せて整備する場合は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の施設の建替事業であって、個別施設計画に当該施設の建替えを位置付けるものについて対象となります。

ただし、耐震化を実施済み等これに該当しない消防本部において、消防署・出張所・指令センター（以下「消防署所等」という。）と同じ建物となっており、当該消防署所等の洪水浸水想定区域等からの移転建替えにより、併せて移転する場合はこの限りではありません。

さらに、本庁舎にあっては、建替え後の庁舎を業務継続計画（「防災基本計画」（平成28年5月、中央防災会議）において、地方公共団体等の防災関係機関が、災害発生時の業務継続性の確保を図るために策定することとされている計画をいう。）に位置付けるものについて対象となります。

- ・ 運用要綱(ア) j の「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」とは、緊急消防援助隊の活動に必要な燃料貯蔵施設や活動資機材保管施設、ヘリコプター離着陸場等、緊急消防援助隊が長期かつ広範囲に活動するに当たって必要な各種施設のことです。
- ・ 運用要綱(ア) k の「緊急消防援助隊の編成に必要な施設」とは、消防艇やテロ対策用特殊救助資機材、海水利用型消防水利システム等、緊急消防援助隊を編成し広域応援を行うのに必要な施設のことです。
- ・ 運用要綱(ア) l の「消防団に整備される施設」とは、運用要綱に定めるもののほか、「消防団拠点施設及び地域防災の拠点施設について」（平成26年3月28日付け消防第122号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）を踏まえて整備された消防団拠点施設等も対象です。
- ・ 運用要綱(ア) n の「消防水利施設」及び o の「初期消火資機材」を整備する場合における地域防災計画との整合性については、整備の必要性や地域の実情に応じた計画的な配置とともに、自主防災組織の育成や活動（消火訓練や資機材の点検等）に関する内容も求められます。
- ・ 運用要綱(ア) p の「消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。）」の詳細については、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」（令和4年3月31日付け消防第99号消防庁消防・救急課長通知）、「消防本部における水中ドローンの整備推進について」（令和5年3月27日付け消防第116号消防庁消防・救急課長通知）及び「地方公共団体の防災部局における災害対応ドローンの活用について」（令和6年4月1日付け消防第70号消防庁国民保護・防災部防災課長通知）をご参照ください。
- ・ 運用要綱(ア) q の「消防本部又は消防署に整備される施設」とは、電源車及び特殊災害対応自動車のほか、消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を含む。）、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車及び指揮車で、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両のことです。
- ・ 運用要綱(ア) r の「消防防災情報通信施設」とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、高機能消防指令センター、救急安心センター、防災情報システム（次の①から④）、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム（災害対策本部や消防本部等に設置する、ヘリテレ、ドローン及び地上設置カメラによる画像等をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能等を有するシステム）等、災害発生情報や防災に関する情報を広く伝えるための通信施設等のことです。
 - ① 河川水位情報やドローンからの映像等の情報を関係機関や避難所に送り、警報等呼びかけるシステム
 - ② 被災者関連機能（被災者台帳管理、罹災証明書発行、建物被害調査、仮設住宅管理、義援金交付）、避難所関連機能（避難所のニーズ把握、避難所運営、備蓄物資・救援物資管理）、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム
 - ③ 災害情報伝達手段への一斉送信システム
 - ④ 携帯電話網等を活用した情報伝達システム
- ・ 運用要綱(ア) s の「実践的訓練設備」とは、「消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について」（令和3年3月9日付け消防第59号消防庁消防・救急課長通知）に基づいて整備される模擬消火訓練装置（AFT）、実火災体験型訓練

装置(ホットトレーニング)のことで。

Q13-3 「浸水想定等区域移転事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A13-3 運用要綱(イ)の「浸水想定等区域移転事業」の対象となる施設は、

- ・ 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定される庁舎、消防庁舎、消防署所等及び学校施設等の災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる施設である保育所や老人福祉施設等の社会福祉施設等
- ・ 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等のうち、地域防災計画で移転が必要と定められている施設を対象とします。

また、起債対象事業費や面積が上限を超えたものについては、当該施設の建設に対応する本来の事業債の対象となります。

なお、庁舎については、原則として、移転前延床面積を上限として、起債対象事業費を算出するものですが、狭隘化などにより移転前延床面積を用いることが不適当な場合は、移転後の庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 ㎡を乗じて得た面積を上限として、起債対象事業費を算出することができます。

ただし、これらの面積は上限であり、入居職員数の検討に際しては、対象事業費を適正に算出する観点から、類似団体の職員数との比較、将来人口や業務量等を踏まえての検討が必要となります。

また、移転前延床面積が、入居職員数と比較して著しく大きい場合に移転前延床面積を用いることは、事業費が過大となるため適当ではありません。

Q13-4 「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A13-4

- ・ 運用要綱(ウ)の「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」について、広域消防運営計画等に基づき実施するものについては、広域化前に着手するものについても対象となります。運用要綱(ウ)のうち a 及び c については広域化後 10 年度以内に完了する事業、b については 5 年度以内に完了する事業を対象とします。なお、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する告示（平成 30 年消防庁告示第 8 号）による改正前の市町村の消防の広域化に関する基本方針に定められていた期限（平成 30 年 4 月 1 日）までに広域化した場合には当該期限の日から起算します。

また、「広域消防運営計画等」に基づき必要となる消防署所等の増改築等とは、広域化による管理部門の合理化等により新たに現場活動要員や消防車両等を配置するために必要となるもの等であり、具体的には、近接する署所を統合し新たに署所を設置する場合や、常備消防を持たない町村の地域を管轄する署所を新設する場合など、機能を強化するための事業が対象です。したがって、消防本部（指令センターを除く。）、職員宿舎及び老朽化のための消防署所等の増改築については対象とならないものです。

新築が対象となる署所等の再配置とは、広域化に伴い、近接する署所等を統合し新たに分署を設置する場合や、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合などであり、単なる署所等の更新は対象となりません。

- ・ 運用要綱(ウ)の「消防の連携・協力関連事業」について、連携・協力実施計画に基づき実施するものについては、連携・協力の実施前に着手するものについても対象となります。運用要綱(ウ)d 及び e については連携・協力実施計画に位置づけた後、10 年度以内に完了する事業、f については 5 年度以内に完了する事業を対象とします。
- ・ 訓練施設は、NBC 災害等の特殊災害又は風水害、地震等の大規模災害を想定した高度な訓練が可能なものであり、かつ、複数の消防本部が連携した訓練が実施できる規模のものであることとしております。

詳細は「消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について」（令和 6 年 3 月 29 日付け消防消第 96 号消防庁消防・救急課長通知）をご参照ください。

- ・ 消防用車両等の共同整備とは、複数の消防本部の管轄区域を出勤範囲とする車両を共同で整備することであり、複数の車両を同時に共同で整備した後に、各車両については各々の消防本部が所有し、当該車両の出勤範囲が個別の消防本

部の管轄区域内にとどまる場合は、対象となりません。複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、対象となります。

Q13-5 「公共施設又は公用施設の耐震化事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A13-5 大規模地震等災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化事業であり、具体的な対象事業等は、運用要綱に定めるもののほか次のとおりです。

- ・ 対象となる建築物は、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡超の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものが対象です。

また、平成25年度の「建築基準法施行令」及び関連省令の一部改正により、既存不適格建築物の増改築における緩和要件に追加された、天井落下防止対策事業（6m以上の高さにある200㎡以上の吊り天井）も対象です。

- ・ 耐震補強のほか、制震化、免震化に要する経費についても対象となります。また、非構造部材についても、耐震診断を行った結果、耐震補強工事が必要とされたものについては、対象となります。
- ・ 消防署所等について、「耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるもの」とは、 I_s 値0.6未満であって、耐震補強を行ったとしても所要の耐震性を確保できない場合や、耐震補強後の耐用年数等を考慮したトータルコストが全部改築した場合のトータルコストを上回ることが明らかな場合です。

また、移転を伴う全部改築でも、耐震化のために必要な移転であれば、用地費も含めて対象となります。

【14 緊急防災・減災事業】

Q14-1 緊急防災・減災事業の期間はいつまでですか。

A14-1 令和7年度までです。

Q14-2 既存の施設・設備の更新は、対象となりますか。

A14-2 機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新は、長期的視点に立って、計画的に取り組むべきものであり、緊急性・即効性のある事業を対象とした緊急防災・減災事業の対象ではなく、防災対策事業の対象となります。

Q14-3 庁舎や公民館を新設する場合に、地域防災センターを併設したいと考えていますが、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-3 事業費を按分し、地域防災の拠点施設・消防団拠点施設として整備する部分については、緊急防災・減災事業の対象となります。

Q14-4 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi等）の整備について、指定避難所とされている学校の普通教室は対象となりますか。

A14-4 普通教室については、

- ・ 授業の再開に伴い、学校運営上、避難者の移動・明渡しが必要となるため、長期間避難者を収容するスペースとして使用するものではないこと
- ・ 教育環境の改善の観点から整備すべきものであり、緊急防災・減災事業債ではなく、学校施設環境改善交付金や学校教育施設等整備事業債により整備すべきであることから対象となりません。

なお、特別教室についても、基本的には普通教室と同様の考え方ですが、避難所としての学校施設利用計画などにおいて開放スペースとしてあらかじめ位置付けられるなど、長期間の避難所スペースとしての活用が見込まれる場合に

は、対象となる可能性があります。

Q14-5 緊急防災・減災事業のうち「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A14-5 防災対策事業の対象となる緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、車両、ヘリコプター、消防艇及びこれらに付随する資機材（以下「車両等」という。）の新規登録のための整備並びに車両等の高性能なものへの更新、新規登録のために整備する車両等を保管する施設の整備など、大規模災害に対応して、機能を強化するための事業のことです。

Q14-6 緊急防災・減災事業のうち「消防団の機能強化を図るための施設・設備」の整備とは、具体的にどのような事業ですか。

A14-6 防災対策事業の対象となる消防団に整備される施設のうち、東日本大震災を教訓として、津波災害等の大規模災害時において住民の安全に直結する消防団の強化に係るものを対象とし、運用要綱に定めるもののほか、消防団拠点施設の増強などの事業のことです。

Q14-7 「消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新」とは、どのような事業が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-7 「消防救急デジタル無線の更新・維持について」（令和4年1月24日付け消防情第36号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件等を満たす場合に対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。

- ・ 通信環境の改善や端末・システムの改良などの機能強化（例：基地局・中継局の増設、基地局選択機能の改良、スピーカ・ディスプレイ等の改良等）を伴う更新であること。

Q14-8 都道府県が整備する防災行政無線のデジタル化も、緊急防災・減災事業の対象となりますか。また、都道府県が防災行政無線のデジタル化を実施する場合に市町村から受益者負担金を徴収する場合、当該市町村における負担金も対象となりますか。

A14-8 対象となります。市町村の受益者負担金についても対象となります。

Q14-9 デジタル防災行政無線の戸別受信機を整備する場合は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-9 デジタル防災行政無線の屋外スピーカ等と一体で整備する場合については、対象となります。

Q14-10 住民への災害関連情報の伝達を目的とした地域振興波又は防災行政無線アナログ波（以下「地域振興波等」という。）を活用した戸別受信機の整備は、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-10 「市町村防災行政無線（同報系）等の戸別受信機の整備に係る財政措置の拡充について」（平成29年4月3日付け消防情第106号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件等を満たす場合には、地域振興波等を活用した戸別受信機についても、地域振興波等の送信機等と一体で整備する場合については、対象となります。詳しくは、同通知をご参照ください。

- ・ 整備経費及び運用経費の合計がデジタル戸別受信機を整備する場合よりも安価であること。
- ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。

Q14-11 防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化は、どのような場合が緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-11 既にデジタル化済みの防災行政無線であっても、「防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について」（平成31年2月19日付け消防情第29号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により機能強

化を行う場合については、対象となります。

Q14-12 全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化とは、どのような場合が対象となりますか。

A14-12 「全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）」（令和6年3月27日付け消防国第33号・消防運第17号・消防情第102号）を踏まえて整備する場合は、対象となります。

Q14-13 防災行政無線の代替として「大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設」を整備する場合は、どのような通信施設が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-13 「災害時の住民への情報伝達体制の更なる強化について」（平成28年4月1日付け消防情第96号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）により、次の要件を満たす場合には、280MHz帯デジタル無線、FM放送、地上デジタル放送波を活用した同報系システム等についても、防災行政無線の代替として認められているところです。

- ・ 整備対象地域が、デジタル防災行政無線又はその戸別受信機の未整備地域であること。
- ・ 整備経費及び運用経費の合計が防災行政無線の場合よりも安価であること。
- ・ 各施設が十分な耐災害性（地震対策・停電対策・浸水対策）を有すること。

この場合においては、防災・減災対応に必要な施設整備に要する経費に限り、対象となります。

Q14-14 既存の防災情報システムの機能拡充に伴うソフトウェアの追加に要する経費は、対象となりますか。

A14-14 ソフトウェアの追加に要する経費については、サーバーの設置等と一体的に行う場合は対象となります。

Q14-15 浸水対策等の観点から施設を移転する場合、移転前の延床面積を上限として対象となるのが原則ですが、例外として移転前の延床面積を超えて、緊急防災・減災事業の対象となるケースがあるのでしょうか。

A14-15 法令等で面積基準が定められている建物（例：養護老人ホーム）で、法令等の基準ができる前に建築されたものを移転する場合において、延床面積を現在よりも増やさなければ法令等の遵守ができない場合には、移転前の延床面積を超えて対象とすることができます。

Q14-16 「浸水想定等区域移転事業」に併せて「災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」の整備を行う場合、「浸水想定等区域移転事業」の上限面積を超えて、緊急防災・減災事業の対象とすることはできますか。

A14-16 対象となります。「災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設」や、「救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設」等の防災・減災対策の機能強化によって面積が増加する場合、当該増加部分については、「浸水想定等区域移転事業」の上限面積を超えて対象とすることができます。

Q14-17 浸水想定等区域内にある施設を高台に移転する場合に、通常の用地費以外にも法面の造成工事等が必要となる見込みです。このような高台移転に起因したかかり増しの造成工事も対象となりますか。

A14-17 移転前の用地面積を上限とする通常の用地費とは別に、移転に伴う追加工事として対象となります。

Q14-18 浸水想定等区域内にある施設を移転したいのですが、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、浸水想定等区域内で建て替えをせざるを得ない状況です。このような場合でも「浸水想定等区域移転事業」の対象となりますか。

A14-18 地理的な制約がある中で、かさ上げなどの浸水対策等を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた浸水対策等の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置付けられていれば、対象となり得ます。この場合のかさ上げなどのためのコストは、通常の建設費や用地費とは別に、浸

水対策等のための追加工事費として対象として差し支えありません。

Q14-19 浸水想定等区域移転事業における「浸水想定等区域」とは、どのようなものですか。

A14-19 浸水想定等区域とは、以下のものが該当します。

- ・ 津波浸水想定区域については、想定される地震・津波災害の軽減を図るため、都道府県が作成し、地域の住民に周知されるとともに防災・減災対策に活用されている津波浸水予測の区域や、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県が設定した津波浸水想定区域など
- ・ 洪水浸水想定区域等については、水防法第14条に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第7条に規定する土砂災害警戒区域等の法律上位置付けのある災害想定区域や、市町村が水防法第15条の11の規定に基づき住民等に周知している浸水区域等

Q14-20 「津波浸水想定区域移転事業」の起債対象事業費の算出に用いる庁舎の「入居職員」の範囲について教えてください。

A14-20 対象となる「入居職員」は、移転後の庁舎の入居職員のうち、地方公共団体定員管理調査（第1表～第3表）の対象となる職員（公営企業会計に属する職員及び庁舎の移転前の時点で津波浸水想定区域外にあった庁舎に所属していた職員は除く。）です。

Q14-21 庁舎の移転事業にかかる解体撤去費は対象となりますか。

A14-21 既存の建物を撤去しなければ移転ができない場合の解体撤去費については、運用要綱(ウ) bに基づき算出した起債対象事業費内で対象となります。

Q14-22 広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定には至っていないが、消防の広域化又は連携・協力を行おうとする消防本部における高機能消防指令センターの整備について教えてください。

A14-22 協議等手続の時点では広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画に至っていない場合でも、

- ・ 広域化又は連携・協力（高機能消防指令センターの共同運用に限る。）の実施に向けた関係団体の合意内容（広域化等の実施時期、関係本部名を含むもの）を記載した「消防の広域化又は連携・協力に向けた計画」及び、
- ・ 根拠となる協議体の規約、関係団体間の合意文（首長間・消防長間）又はその他合意が確認できる書類のいずれかを提出することにより、広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画の策定に代えることができるものとします。詳細については、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和6年3月27日付け消防情第94号消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長通知）をご参照ください。

Q14-23 既に広域化又は連携・協力を行っている消防本部における高機能消防指令センターの整備について教えてください。

A14-23 既に広域化又は連携・協力を行っている消防本部については、新たに広域消防運営計画等又は連携・協力実施計画を策定しなくても、標準仕様書に基づく消防指令システムを導入する場合に「緊急防災・減災事業債」又は「防災対策事業債」の対象となります。詳細については、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和6年3月27日付け消防情第94号消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長通知）をご参照ください。

Q14-24 広域消防運営計画等に基づき、近接する署所等を統合して新たに分署を設置する場合や、連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設を整備する場合、非常備消防の地域を管轄する署所等を新設する場合において、用地費も緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-24 対象となります。

Q14-25 社会福祉法人又は学校法人が防災・減災のために行う取組に対する地方公共団体の助成については、どのような場合が、緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-25

- ・ 社会福祉法人立の社会福祉施設及び学校法人立の学校施設が指定避難所となっている場合には、防災機能を強化するための施設の整備事業（電源設備のかさ上げ、機械施設等への止水板の設置等）（運用要綱ア(ア)f(a)）、避難者の生活環境の改善に係る施設の整備事業（運用要綱ア(ア)g）及び耐震化事業（運用要綱ア(ア)a）の対象となります。
- ・ また、指定避難所となっていない場合であっても、災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉法人立の社会福祉施設及び学校法人立の幼稚園等については、避難路・避難階段の整備事業（運用要綱ア(ア)e）、防災機能を強化するための施設の整備事業（運用要綱ア(ア)f(d)及び(e)）及び耐震化事業（運用要綱ア(ア)d及びe）の対象となります。

Q14-26 消防署所等が消防本部と同じ建物となっており、耐震化のために全部改築を行う場合、どの部分が緊急防災・減災事業の対象となりますか。

A14-26 耐震化のために全部改築を行う場合、緊急防災・減災事業の対象となるのは、消防署所等に属する部分及び消防本部のうち消防署所等と同等の機能を有していると認められる部分（消防車両の車庫、資機材庫、自主防災組織等の訓練や研修を行うための部屋など、通常は消防署所等に整備されるものであるが消防本部部分に整備されているもの等）が対象となります。

【15 公共施設等適正管理推進事業】

Q15-1 国庫補助を受けて実施する事業について、公共施設等適正管理推進事業の取扱いはどうなりますか。

A15-1 国庫補助を受けて実施する事業については、集約化・複合化事業のみが対象となります。

Q15-2 公共施設等適正管理推進事業の期間はいつまでですか。

A15-2 令和8年度までです。

Q15-3 集約化・複合化事業等を実施する場合に必要な「個別施設計画」については、記載項目等の具体的な内容をどのように検討して策定すればよいでしょうか。

A15-3 「個別施設計画」の具体的な内容については、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）や当該施設を所管する省庁が示す指針・ガイドラインを踏まえ、策定してください。

なお、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、インフラ長寿命化基本計画において「各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。」とされていることを踏まえ、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となります。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となります。

ただし、インフラ長寿命化基本計画に、「この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。」こととされていることにご留意ください。

Q15-4 義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業に該当する事業や、既存のスポーツ施設の改修事業については、公共施設等適正管理推進事業の対象となりますか。

A15-4 当該事業が、法定耐用年数を超えて義務教育施設又はスポーツ施設を使用するために必要な個別施設計画に位置付

けられた改修事業である場合や、ユニバーサルデザイン化のための改修事業であって、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業等である場合には、それぞれ、長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業の対象となります。

【16 公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）】

Q16-1 公共施設等適正管理推進事業の「集約化・複合化事業」のうち「集約化事業」、「複合化事業」は、それぞれどのような事業が対象ですか。

A16-1 「集約化事業」は、既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、「複合化事業」は、既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する事業であって、当該既存の公共施設に係る個別施設計画に位置付けられたものが、それぞれ対象となります。

Q16-2 建築物における「全体として延床面積が減少する事業」とは、具体的にどのような事業が対象となりますか。

A16-2 統合した施設の延床面積の合計が、統合前の対応する施設の延床面積の合計よりも小さくなる事業が対象となります。

したがって、全体として延床面積が減少しない場合には、当該事業の全部が本事業の対象とならないことに留意する必要があります。

Q16-3 非建築物における「全体として維持管理経費等が減少すると認められる事業」について、具体的にどのような事業が対象となりますか。

A16-3 グラウンド等の非建築物の集約化等を行う事業であって、事業計画や集約化等を行った前後の施設の状況等を踏まえ、将来にわたる維持管理・更新等にかかる経費の見込みが、集約化等を行わなかった場合と比較して少なくなると認められるものが対象となります。

なお、建築物と非建築物の集約化等については、集約化等の前後における延床面積や将来にわたる維持管理・更新等にかかる経費を勘案し、公共施設の適正管理に資すると認められる場合には対象となります。

Q16-4 複数の公共施設を複合化する事業において、個別の公共施設としては延床面積が増加する（建築物）又は維持管理経費等が増加すると認められる（非建築物）ものの、施設全体として延床面積が減少する又は維持管理経費等が減少すると認められる場合には、「複合化事業」の対象となりますか。

A16-4 施設全体の事業費が対象となります。

Q16-5 集約化又は複合化による統合前の施設を転用する場合、転用部分は延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）の減少の要件に関して、どのように取り扱われますか。

A16-5 統合前の施設を転用する場合、当該転用部分については延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮しません。

ただし、統合前の施設を転用する場合であっても、他施設を廃止した上で当該統合前の施設に移転する場合には、当該廃止分は延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮します。

Q16-6 集約化又は複合化による統合前の施設を統合後の施設の建設着工前に廃止した場合、当該廃止分は延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）の減少の要件に関して、どのように取り扱われますか。

A16-6 統合後の施設の建設着工前に統合前の施設が廃止された場合であっても、当該統合前の施設の廃止以前から「集約化事業」又は「複合化事業」としての事業計画が存在している場合など、統合前の施設の廃止と統合後の施設の建設が一体

的に行われているものと認められる場合には、当該統合前の施設の廃止分は延床面積又は維持管理経費等の減少の要件において考慮します。

Q16-7 「集約化・複合化事業」における「既存施設の廃止」とは、どのような状態にすることを指すのでしょうか。

A16-7 「既存施設の廃止」とは、単に機能を廃止する用途廃止ではなく、除却、転用や他の団体・民間等への売却等により、従前の公共施設として直ちに供用することができない状態にすることを指します。

Q16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年（立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年）以内に廃止できなかった場合には、どのように対応する必要がありますか。

A16-8 集約化又は複合化による統合前の施設について、統合後の施設の供用開始から5年（立地適正化計画に基づき施設の集約化又は複合化を行う場合にあっては10年）以内に廃止することが困難となった場合は、他の事業への変更を行うため、協議等を行う必要があります。

Q16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、「複合化事業」の対象となりますか。

A16-9 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り、「複合化事業」の対象となります。

なお、共用部分がある場合、当該部分については面積按分等により算出された対象施設分に限り、対象となります。

Q16-10 統合後の施設に他の機能を有した施設を新たに併設する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。

A16-10 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り、対象となります。

Q16-11 1つの公共施設内に本棟と別棟を有しており、本棟と別棟を集約化する場合には、「集約化・複合化事業」の対象となりますか。

A16-11 「集約化・複合化事業」では、複数の公共施設を集約化する場合を対象としており、1つの公共施設内で集約化する場合は対象となりません。

Q16-12 集約化又は複合化による統合前の施設の除却についても、当該事業の対象事業費に含まれますか。

A16-12 集約化又は複合化による統合前の施設の除却については、当該施設が現存する敷地での建替えを行う場合など、当該事業による統合後の整備事業費の一部として捉えることができる場合は、当該事業の対象事業費に含まれます。

一方、当該施設が現存する敷地での建替えを行わない統合前の施設の除却については、公共施設等適正管理推進事業の「除却事業」の対象となります。

Q16-13 普通財産である施設の集約化事業は「集約化・複合化事業」の対象となりますか。

A16-13 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項において、普通財産とは、「公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」である行政財産以外の公有財産であると規定されていることから、基本的に公共用に供しないものであり、「公共施設」には該当しないため、「集約化・複合化事業」の対象となりません。

Q16-14 「集約化・複合化事業」において、本体施設の附属的な施設（学校における校庭、グラウンドにおける管理棟等）の整備は、どのように取り扱われますか。

A16-14 本体施設が「集約化・複合化事業」の要件を満たす場合には、本体施設の利用や機能の発揮のために必須と考えら

れる附属的な施設の整備費も含めて対象事業費に含まれます。

Q16-15 同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の(6)の⑥の(エ)に、「複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が地方自治法（中略）第252条の2第1項に規定する連携協定や協約等に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。」との記述がありますが、当該「協定等」とは、地方自治法に基づくものに限られず、地方公共団体間の任意の協定も含まれると考えてよいでしょうか。

A16-15 任意の協定等も含まれます。

Q16-16 集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が連携協約・協定等に基づいて実施する複数団体の連携による集約化・複合化事業の事業主体となる場合、総合管理計画・個別施設計画への事業の位置づけについてどのように行うべきでしょうか。

また、連携協約・協定等による集約化・複合化後の新施設について、関係団体による区分所有としないため、当該新施設を所有しないこととなる地方公共団体は、当該新施設を総合管理計画・個別施設計画に位置づける必要がありますか。

A16-16 集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が複数団体の連携による集約化・複合化事業の実施主体となる場合にあっては、連携協約・協定等に当該事業への参画を位置づけるとともに、総合管理計画・個別施設計画において、集約化・複合化後の新施設について位置づけを行う必要があります。

なお、その際、集約化・複合化する施設が存在しないために記載できない項目については、連携協約・協定等において事業への参画が位置づけられていることを踏まえ、連携協約・協定等を結ぶ他団体の総合管理計画・個別施設計画に位置づけられていることをもって確認することとします。

また、連携協約・協定等による集約化・複合化後の新施設を所有しないこととなる地方公共団体についても、当該新施設については計画への記載を不要とし、連携協約・協定等において当該団体の集約化・複合化事業への参加が位置付けられていることを踏まえ、集約化・複合化事業実施後に新施設を所有することとなる地方公共団体の総合管理計画・個別施設計画に位置づけられていることをもって確認することとします。

Q16-17 同意等基準運用要綱第一の二の1の(二)の(6)の(ア)において、公営企業債の「病院事業・介護サービス事業」の対象として記載されている「一般行政病院等」は、公共施設等適正管理推進事業債の「集約化・複合化事業」の対象にもなりますか。

A16-17 一般行政病院等とは、主として一般行政上の目的から経営され、一般会計により経理されている病院、診療所等のことであり、同意等基準運用要綱第一の二の1の(一)の(6)の⑥の(ウ)において公共施設等適正管理推進事業債の対象外とされている「公営企業施設」には当たらないものであることから、「集約化・複合化事業」の対象となります。

【17 公共施設等適正管理推進事業（長寿命化事業）】

Q17-1 公共施設等適正管理推進事業のうち公共用の建築物に係る「長寿命化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A17-1 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。

Q17-2 「法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために必要な改修事業」とは、具体的にどのような事業が対象となるのでしょうか。

A17-2 「法定耐用年数」を超える使用目標年数が定められた公共用の建築物について、当該使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられた改修事業が対象となります。

このため、当該建築物に係る個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として「法定耐用年数」を超える「使用目標年数」が定められている必要があることに留意する必要があります。

Q17-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している建築物についても、「長寿命化事業」の対象となりますか。

A17-3 既に「法定耐用年数」を超えて使用している建築物に係るものであっても、「使用目標年数」まで使用するために必要な改修事業を行う場合には、「長寿命化事業」の対象となります。

Q17-4 電気設備の改修等の建築物の躯体自体を対象としない事業であっても、「長寿命化事業」の対象となりますか。

A17-4 建築物の躯体自体を対象としない附属設備の改修等であっても、当該建築物を「使用目標年数」まで活用するために不可欠な改修事業として個別施設計画に位置付けられた適債事業であれば、「長寿命化事業」の対象となります。

具体的には、空調設備等の附属設備の改修については、当該設備が設置される施設について、躯体本体に係る改修事業等により、法定耐用年数を超えて設定した使用目標年数まで当該施設を使用することを可能とすることが個別施設計画において明らかになっており、施設の法定耐用年数を超えて、当該施設とともに使用され、かつ必要不可欠な附属設備の改修事業である場合には、対象となります。なお、躯体の劣化を防ぐための屋根や外壁等の改修についても、その改修により、法定耐用年数を超えて設定した使用目標年数まで当該施設を使用することを可能とすることが個別施設計画において明らかになっている場合には、対象となります。

Q17-5 公共施設等適正管理推進事業のうち道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設（以下「道路等」という。）に係る「長寿命化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A17-5 道路等について、各施設の所管省庁が定めるインフラ長寿命化計画等を踏まえ、地方単独事業として実施される改修事業が対象となります。

Q17-6 道路等に係る「長寿命化事業」を実施する場合には、どのような点に留意すればよいですか。

A17-6 道路等に係る「長寿命化事業」については、あらかじめ、対象施設を所管する省庁が定める様式により策定した計画を当該省庁に提出し、事業内容の確認を得た上で、起債予定額一覧表等を提出してください。

Q17-7 河川管理施設に係る「長寿命化事業」において、調整池は対象となりますか。

A17-7 調整池のうち、河川管理施設として個別施設計画が策定されている施設については対象となります。

Q17-8 「長寿命化事業」の対象となる河川管理施設には準用河川や普通河川に係る施設も含まれるのでしょうか。

A17-8 含まれます。

Q17-9 土地改良区が管理する施設について都道府県又は市町村が実施する事業や、土地改良区が実施する事業に対する都道府県又は市町村の負担は「長寿命化事業」の対象となりますか。

A17-9 対象となります。

Q17-10 土地改良区が管理する施設について、当該施設の個別施設計画が当該土地改良区により策定されている場合であっても、「長寿命化事業」の対象となるのでしょうか。

A17-10 個別施設計画が土地改良区により策定されていても、「長寿命化事業」を実施する地方公共団体が定める公共施設等総合管理計画に基づく事業である場合には、対象となります。

Q17-11 道路等に係る「長寿命化事業」を実施する場合、「個別施設計画」の策定に当たって特に配慮することはありますか。

A17-11 施設の点検を行い、その点検結果に基づき改修費用を把握し、優先順位を付けて計画的に改修等の対策を実施するなど点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされている必要があります。

Q17-12 長寿命化改修に係る事業費は全て対象となりますか。

A17-12 長寿命化改修に伴い施設を増改築する場合等の面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。

具体的な取扱いとしては、長寿命化改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とします。

なお、施設の新設に係る事業費は対象となりません。

【18 公共施設等適正管理推進事業（転用事業）】

Q18-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「転用事業」は、どのような事業が対象となりますか。

A18-1 個別施設計画に位置付けられた改修により、改修前と異なる事業目的の施設を整備する事業が対象となります。

Q18-2 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となりますか。

A18-2 対象となります。

Q18-3 転用前の施設が公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は「転用事業」の対象とならないのでしょうか。

A18-3 転用後の施設が公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象とはなりません。転用前の施設の種別は問わず、転用前の施設がこれらの施設であった場合も転用事業の対象となります。

Q18-4 転用に係る事業費は全て対象となりますか。

A18-4 転用に伴い施設を増改築する場合等の面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。

具体的な取扱いとしては、転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とします。

Q18-5 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となりますか。

A18-5 対象となります。

Q18-6 平成28年度までに既に地域活性化事業（転用事業）により公共施設等の転用事業に着手している場合であっても、改めて個別施設計画を策定しなければ、当該事業は「転用事業」の対象にならないのでしょうか。

A18-6 既に地域活性化事業（転用事業）により公共施設等の転用事業に着手している場合、当該事業については、個別施設計画を策定しなくても対象となります。

ただし、当該施設についても、速やかに個別施設計画を策定することが望まれます。

【19 公共施設等適正管理推進事業（立地適正化事業）】

Q19-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「立地適正化事業」は、どのような事業が対象ですか。

A19-1 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率かさ上げ等の要件とされている国庫補助事業を補完する事業（以下「補完事業」という。）又は当該国庫補助事業と一体的に実施される事業（以下「一体事業」という。）であって、当該国庫補助事業の要件を一部満たさないがコンパクトシティの形成に資する事業や当該国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を対象とします。

Q19-2 居住誘導区域又は都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を教えてください。

A19-2 「都市構造再編集集中支援事業」、「都市再生区画整理事業」、「市街地再開発事業」、「防災街区整備事業」、「都市・地域交通戦略推進事業」及び「宅地耐震化推進事業」の6事業が該当します。

Q19-3 立地適正化事業の具体例を教えてください。

A19-3 例えば、

- ・ 都市構造再編集集中支援事業の国庫補助要件のうち「同種の誘導施設は1市町村1つまで」とする要件のみを満たさない事業
- ・ 都市・地域交通戦略推進事業の国庫補助要件のうち「事業費1億円以上」要件のみを満たさない事業 等が想定されます。

Q19-4 立地適正化事業に係る事業費は全て対象となりますか。

A19-4 一体事業に係る事業費は全て対象になります。

ただし、補完事業による施設の増改築等であって、事業実施により施設面積が増加する場合には、事業実施前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出します。

具体的な取扱いとしては、立地適正化事業に係る事業費全体について面積按分等を行い、事業実施前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とします。

なお、補完事業による施設の新設に係る事業費は対象となりません。

【20 公共施設等適正管理推進事業（ユニバーサルデザイン化事業）】

Q20-1 「ユニバーサルデザイン化事業」はどのような事業が対象ですか。

A20-1 「ユニバーサルデザイン化事業」は、公共施設等総合管理計画等に基づいて行われる事業で、①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第25条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業、②バリアフリー法第10条に規定する道路移動等円滑化基準、第13条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第14条に規定する建築物移動等円滑化基準等（以下「バリアフリー基準」という。）に適合させるための改修事業、③その他の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業が対象となります。

③その他の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業については、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」において、ユニバーサルデザインとは「障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」とされていることを踏まえ、バリアフリー基準には定められていない公共施設又は公用施設の改修事業（車いす使用者用観覧席、段違いカウンターの整備、授乳室や託児室の整備、多言語による案内板の整備、観光施設等における洋式トイレの整備など）も対象となります。

Q20-2 「ユニバーサルデザイン化事業」により公共施設又は公用施設を改修する場合には、どのような点に留意すればよいですか。

A20-2 A20-1に記載の①、②、③のいずれの事業についても、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものが対象になるため、現在の公共施設等総合管理計画において、ユニバーサルデザイン化について記載がない場合には、同計画を改訂し、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に、ユニバーサルデザイン化の推進方針（基本的な考え方や取組方針など）を記載し、同方針に基づいて行われる事業が対象になります。

その上で、②、③については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられる必要があります。

なお、①の移動等円滑化基本構想に基づく事業の場合には、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するための計画を策定しなくても対象となります。

Q20-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するための計画を策定する場合に、どのような点に留意すればよいですか。

A20-3 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画については、公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容（対象施設、実施時期、対策内容等）を記載することにご留意ください。

Q20-4 公共施設又は公用施設の一部を基準適合させる事業や技術的又は物理的に基準適合させることが困難な場合も対象になりますか。

A20-4 施設の一部をバリアフリー基準に適合させる事業を含みます。また、建築物等のバリアフリー改修を行う場合、技術的又は物理的にバリアフリー基準に適合させることが著しく困難な場合には、バリアフリー基準に必ずしも適合しない場合であっても可能な範囲で行う改修事業は対象となります。

Q20-5 老朽化したエレベーターやトイレ等の施設を更新する場合にも対象になりますか。

A20-5 既に移動等円滑化基準を満たしている又はユニバーサルデザイン化されている施設等を老朽化等により更新する場合は対象になりません。

Q20-6 集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業を行う場合に、当該事業内容の中にユニバーサルデザイン化に係る内容が含まれている場合の取扱いはどうなりますか。

A20-6 ユニバーサルデザイン化に係る内容が含まれている場合でも、集約化・複合化事業等として一体的に行う場合には、集約化・複合化事業等の対象となります。

Q20-7 公共施設又は公用施設の新設・建替え等に併せてユニバーサルデザイン化を行う場合は対象になりますか。

A20-7 バリアフリー改修事業やユニバーサルデザイン化のための改修事業を対象としており、施設の新設・建替え等は対象となりません。

Q20-8 地域活性化事業によりユニバーサルデザイン化事業に着手している場合、継続事業として公共施設等適正管理推進事業のユニバーサルデザイン化事業の対象となりますか。

A20-8 地域活性化事業によりユニバーサルデザイン化事業に着手しているものについては、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる事業で、かつ、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられた事業であれば、公共施設等適正管理推進事業のユニバーサルデザイン化事業の対象となります。

Q20-9 個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画にユニバーサルデザイン化事業として位置づけられていれば、トイレの洋式化はユニバーサルデザイン化事業の対象となりますか。

A20-9 対象になります。なお、トイレのユニバーサルデザイン化に当たっては、洋式化だけではなく、車いす使用者用トイレや多目的トイレ等があわせて整備されることが望まれます。

【21 公共施設等適正管理推進事業（除却事業）】

Q21-1 公共施設等適正管理推進事業のうち「除却事業」は、どのような事業が対象ですか。

A21-1 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。）

の除却であって、公共施設等総合管理計画に基づくものが対象となります。

Q21-2 倒壊等の危険除去など治安・防災上の理由や景観上好ましくないといった理由による公共施設等の除却は、「除却事業」の対象となりますか。

A21-2 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却が「除却事業」の対象となります。

したがって、当該計画に危険除去の方針等が記載されており、当該方針等に基づいて行われる公共施設等の除却であれば、対象となります。

Q21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却について、当該組合の加入団体が負担金等を支出する場合に、当該負担金等は「除却事業」の対象となりますか。

A21-3 地方公共団体の組合が所有する公共施設等の除却に対して負担金等を支出する場合には、当該負担金等は対象となりません。

なお、地方公共団体の組合は、自らが所有する公共施設等の除却について、本事業を活用することができます。

Q21-4 「除却事業」の対象事業費には、解体撤去に要する経費のほか何が含まれますか。

A21-4 原状回復に要する経費が含まれます。

Q21-5 公共施設等を除却した後の土地の売却により収入が見込まれる場合には、「除却事業」の対象事業費から当該収入見込額を控除する必要がありますか。

A21-5 「除却事業」の対象事業費から、公共施設等を除却した後の土地の売却収入見込額を控除する必要はありません。

なお、地方公共団体の判断により、除却と同一年度に確実に土地の売却を行うことが見込まれている場合に、除却に要する経費から当該売却見込額を控除することや、除却後の土地の売却により実際に収入が得られた場合に、起こした地方債の繰上償還又は減債基金への積立て等に当該収入を用いることは想定されます。

Q21-6 公共施設の建物内に、温室や噴水等の附帯施設があり、これら附帯施設のみを除却することを検討していますが、当該附帯施設のみをの除却についても「除却事業」の対象となりますか。

A21-6 当該公共施設が「除却事業」の対象となる施設である場合は、当該施設と一体となっている施設のみの除却についても、「除却事業」の対象となります。

【22 緊急自然災害防止対策事業】

Q22-1 緊急自然災害防止対策事業の期間はいつまでですか。

A22-1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の期間である令和7年度までです。

Q22-2 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業と連携した事業でなければ、対象とならないのでしょうか。

A22-2 各地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される事業であれば、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく個別の国直轄・補助事業と直接関連しない事業も対象となります。

Q22-3 既存の施設・設備の更新は、対象となりますか。

A22-3 既存の施設・設備の更新は、長期的視点に立って、計画的に取り組むべきものであり、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象とした緊急自然災害防止対策事業の対象ではなく、防災対策事業の対象となります。

【23 緊急浚渫推進事業】

Q23-1 緊急浚渫推進事業の期間はいつまでですか。

A23-1 地財法第33条の5の11に規定されているとおり、令和2年度から令和6年度までが事業期間です。

Q23-2 緊急浚渫推進事業は、市町村が管理する普通河川も対象となりますか。

A23-2 地財法第33条の5の11に規定されているとおり、市町村が管理する普通河川における浚渫事業も対象となります。

ただし、当該浚渫事業について、河川維持管理計画や個別施設計画、これらに代わる堆積土砂管理計画（令和5年4月3日付け事務連絡「緊急浚渫推進事業債における取扱いについて（周知）」参照）において実施箇所や防災・減災上の緊急性等を記載する必要があります。

Q23-3 緊急浚渫推進事業は、どのような経費が対象となりますか

A23-3 土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（これらの実施に必要となる測量・設計費を含む）に加え、その附帯工事費（仮設道路の設置費等）、土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費（土砂等の除去箇所への進入路の整備のための必要な用地取得費等）、除去した土砂等の運搬・処理費用も対象となります。

Q23-4 緊急浚渫推進事業に伴い発生した土砂等の残土処分場の造成費用は対象となりますか。

A23-4 除去した土砂等の処理費用として、対象となる。なお発生した土砂について、まずは、工事間での利活用について検討をお願いします。

Q23-5 市町村が負担金として県に支出して行う県と市町村による共同事業は緊急浚渫推進事業の対象となりますか。

A23-5 対象となります。その際には県及び市がそれぞれ作成する個別計画（河川維持管理計画等）に、県と市の共同事業であることを明記してください。

【24 脱炭素化推進事業債】

Q24-1 脱炭素化推進事業の期間はいつまでですか。

A24-1 令和7年度までです。

Q24-2 「脱炭素化推進事業」を行う場合には、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂にあたり、どのような点に留意すればよいですか。

A24-2 「脱炭素化推進事業」は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同条第2項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画（事務事業編）」という。）に基づいて行われる事業が対象となります。

実行計画（事務事業編）に関しては、具体的な対策内容（①再生可能エネルギー設備の整備、②公共施設又は公用施設をZEB基準相当に適合させる事業、③省エネルギー基準に適合させるための改修事業、④LED照明の導入のための改修事業、⑤電動車の導入）を記載する必要があります。具体的には、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、地方公共団体は「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」とこととされていることから、実行計画（事務事業編）には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画。令和3年10月22日閣議決定。）における2013年度比50%削減目標を踏まえた目標を定めるとともに、目標達成に向けた措置として「太陽光発電の最大限の導入」や「公共施設又は公用施設のZEB化」等定量的な目標とともに記載する必要があります。

Q24-3 公共施設又は公用施設を ZEB 基準相当に適合させるための改修、ZEB 基準相当に適合する公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築事業や省エネルギー基準に適合させるための改修事業の実施に当たり、協議等手続の時点において、「第三者認証」を受けていることをどのように確認するのですか。

A24-3 公共施設又は公用施設を ZEB 基準相当に適合させるための改修、ZEB 基準相当に適合する公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築事業や省エネルギー基準に適合させるための改修事業を行う場合には、当該事業により公共施設又は公用施設が ZEB 基準相当又は省エネルギー基準を満たすことについて第三者認証を受けた上で、協議等手続の時点で評価結果を提出する必要があります。第三者認証は、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）又はこれと同等の第三者認証を指します。

Q24-4 公共施設又は公用施設を ZEB 基準相当に適合させるための改修、ZEB 基準相当に適合する公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築事業や省エネルギー基準に適合させるための改修事業の実施に当たり、協議等手続の時点において、当該事業の実施設計の完了前の段階であること等により、まだ第三者認証を受けられていない場合には、対象となりますか。

A24-4 協議等手続の時点で、実施設計の完了前の段階であり、実施設計の完了後、その年度内に、第三者認証を確実に受ける見込みがあるものについては、対象となります。この場合、当該年度内に、第三者認証に係る評価結果の提出が必要となります。

なお、協議等手続の時点で、既に実施設計が完了しており事業を行う段階であるにもかかわらず、第三者認証を受けられていない場合は、対象なりません。

Q24-5 「ZEB 基準相当」、「省エネルギー基準」とは具体的にどのような基準ですか。

A24-5 「ZEB 基準相当」とは、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における「ZEB 基準」又は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 3 年 10 月 22 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。）における「ZEB Oriented 相当」を指します。

「ZEB 基準」については、地球温暖化対策計画において、「50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー設備等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー設備の導入なし）と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している」とされています。

「ZEB Oriented 相当」については、政府実行計画実施要領により、建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものを指すこととされています。

- ・ ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネルギー基準値から 30%削減（BEI=0.7）
- ・ 事務所、学校、工場等：現行の省エネルギー基準値から 40%削減（BEI=0.6）

また、「省エネルギー基準」とは、建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を指します。ただし、令和 6 年 4 月 1 日時点で現に存するものについては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号に基づき算出した BEI（設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値。以下同じ。）が 1.0 以下であること（平成 28 年 4 月 1 日時点で現に存するものについては、BEI が 1.1 以下であること。）を指します。

Q24-6 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）並びに再生可能エネルギー設備

に付随する蓄電池、自営線、熱導管及びEMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業とは、具体的にどのような設備の整備のことですか。

A24-6 発電設備については、再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、風力発電設備、地熱発電設備、小水力発電設備）の設置や、再生可能エネルギー発電設備に付随するものとして整備する蓄電池、自営線やEMS等の整備を指します。

熱利用設備については、再生可能エネルギー熱（太陽熱、バイオマス熱）又は未利用熱（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、氷雪熱）に係る熱利用設備の設置や熱利用設備に付随するものとして整備する熱導管等（公共施設又は公用施設に熱供給を行うものに限る。）の整備を指します。

Q24-7 「売電を主たる目的とする場合を除く」とは、具体的にどのような要件ですか。

A24-7 公共施設又は公用施設に電力を供給（電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を含む。）することを主たる目的とするものが対象となります。そのため、売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外となります。

Q24-8 「地域内での消費を主たる目的とする場合に限り」とは、具体的にどのような要件ですか。

A24-8 当該地方公共団体の区域内の需要家への売電を主たる目的とするもの（国庫支出金を受けて実施するものを除く。）が対象となります。そのため、発電量に占める当該地方公共団体の区域外の需要家への売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外となります。

Q24-9 公共施設又は公用施設をZEB基準相当に適合させるための改修事業、ZEB基準相当に適合する公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築事業とは、具体的にどのような事業ですか。

A24-9 公共施設若しくは公用施設をZEB基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公共施設若しくは公用施設の新築、増築若しくは改築事業であって、具体的には、次の設備の整備に関する事業を対象とするものです。

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）（以下「建築物省エネ法施行令」という。）第1条に定める空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機
- ② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第2条に定めるエネルギーの効率的利用を図ることのできる設備である、太陽光発電設備及びコージェネレーション設備
- ③ BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）

例えば、「空気調和設備その他の機械換気設備」はエアコン等の空調機器や熱源機器、熱源機器等のエネルギー消費量の削減に資する断熱設備、給気送風機や排気送風機、「照明設備」はLED照明や有機EL照明、「給湯設備」はガス給湯器や電気給湯器、「昇降機」はエレベーターやエスカレーターなどが対象です。

Q24-10 省エネルギー基準に適合させるための改修事業とは、具体的にどのような事業ですか。

A24-10 公共施設又は公用施設を省エネルギー基準に適合させるための改修事業であって、具体的には、次の設備の整備に関する事業を対象とするものです。

- ① 建築物省エネ法施行令第1条に定める空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機
- ② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第2条に定めるエネルギーの効率的利用を図ることのできる設備である、コージェネレーション設備
- ③ BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）

これらの対象設備の詳細については、Q24-9も参照してください。

Q24-11 LED 照明の導入のための改修事業とは、具体的にどのような事業ですか。

A24-11 LED 照明の導入のための照明器具本体の設置に係る公共施設又は公用施設の改修事業を指します。なお、工事を伴わない電球の交換のみは対象外となります。

Q24-12 公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築に当たって再生可能エネルギー設備の導入や ZEB 基準への適合を行う場合について、公共施設等総合管理計画に定める計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標等と整合性を図りつつ行う事業とは、具体的にどのような事業ですか。

A24-12 当該公共施設又は公用施設の新築、増築又は改築を含めた当該地方公共団体の公共施設等全体として、公共施設等総合管理計画に定める公共施設等の数・延べ床面積に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標等に沿っていると認められる事業が対象となります。

そのため、例えば、公共施設等総合管理計画において公共施設等の数や延べ床面積等を減らす全体目標がある中で、他の公共施設等は現状を維持しつつ、公共施設等を単純に増加させるような事業は、対象外となります。

Q24-13 電動車の導入等の償還年限を設定するに当たり、どのような点に留意すればよいですか。

A24-13 これまでの車両の使用実績等を踏まえ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に掲げる耐用年数をいう。）を超えて使用することが確実に見込まれる場合には、法定耐用年数を超える償還年限を設定することができます。

【25 こども・子育て支援事業】

Q25-1 こども・子育て支援事業の期間はいつまでですか。

A25-1 令和 10 年度までです。

Q25-2 既存の施設・設備の更新は、対象となりますか。

A25-2 機能強化を伴わない既存の施設・設備の改修はこども・子育て支援事業の対象となりません。

Q25-3 こども・子育て支援事業を行う場合には、都道府県こども計画又は市町村こども計画への位置づけが必要ですか。

A25-3 こども・子育て支援事業債は、都道府県こども計画又は市町村こども計画へ位置付けた事業が対象です。ただし、都道府県こども計画又は市町村こども計画について、令和 6 年度中に策定を予定している場合には、協議等手続きの時点で策定が完了していない場合でも、当該事業を今後計画に位置付ける旨の文書を提出することにより、計画の策定に代えることができます。

Q25-4 こども・子育て支援事業において、公共的団体とは、社会福祉法人や学校法人以外にどのような法人ですか。

A25-4 公益社団法人、公益財団法人など地財法第 5 条第 5 号に規定する公共的団体を指します。

Q25-5 「公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業」及び「こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業」は具体的にどのような施設が対象となりますか。

A25-5 原則として、地方公共団体が専らこども・子育てを支援するための施設であって、公の施設として条例に位置付けられるものである必要があります。ただし、「公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業」により、既存の公共施設又は公用施設内において子育て相談室など小規模な施設を整備する場合においては、当該施設が専らこども・子育てを支援するための施設であることを表示することなどにより、条例への位置付けに代えることができます。

Q25-6 「こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業」について、保育所や児童館等の児童福祉施設等の子育て関連施設は対象となりますか。

A25-6 保育所などの子育て関連施設の新築等については対象となりません。ただし、子育て相談室等の新築等を行う場合には、当該子育て相談室等が児童館として位置づけられる場合であっても対象となります。

Q25-7 児童相談所・一時保護所はこども・子育て支援事業の対象ですか。

A25-7 対象ではありません。なお、児童相談所・一時保護所については、一般単独事業債（一般事業（児童相談所整備事業））の対象となります。

Q25-8 公園の取扱いについて教えてください。

A25-8 こども専用の公園など専らこども・子育ての支援のための施設の整備事業については、「公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業」及び「こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業」の対象となります。また、既存の公共施設又は公用施設にこどものための遊具を設置する場合についても対象となります。

Q25-9 新たに公共施設等を整備する場合で施設の一部にこども・子育て支援事業債の対象となる施設を併せて整備する場合、当該部分はこども・子育て支援事業の対象となりますか。

A25-9 新たに公共施設等を整備する場合には、施設設置条例に定められている主たる目的に即した事業債を充当することとなりますが、施設の一部が「こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業」の対象としている子育て相談室等に該当する場合には、当該施設部分の整備に限り、同事業の対象となります。

例えば、図書館の整備に併せて、その一部に整備する子育て相談室は対象となります。

Q25-10 「子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）における環境改善事業」とはどのような事業ですか。

A25-10 子育て関連施設について、利用者の快適性・利便性の向上のため、地方単独事業として実施する改修事業です。具体的には、空調、遊具及び防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化などが考えられます。

Q25-11 子育て関連施設とは、例えばどのような施設ですか。

A25-11 法令に規定する保育所や認定こども園等の児童福祉施設、一時保護施設や地域子育て支援拠点、児童発達支援センター、幼稚園等のほか、地方公共団体がこども・子育ての支援のために設置している公の施設です。

Q25-12 「子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）における環境改善事業」の対象となる整備内容の考え方を教えてください。

A25-12 原則として、次世代育成支援対策施設整備交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金、就学前教育・保育施設整備交付金、学校施設環境改善交付金又は私立学校施設整備費補助金において対象となる整備内容と同じですが、遊具、園庭、駐車場の整備なども対象となります。

Q25-13 子育て関連施設における環境改善事業について、小中学校は対象となりますか。

A25-13 小中学校は対象となりません。

Q25-14 子育て関連施設の耐震改修や防災対策は対象となりますか。

A25-14 子育て関連施設の耐震改修や防災対策は対象となりますが、災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用

に供する公共施設や幼稚園等については、緊急防災・減災事業債でも社会福祉法人等への補助金債も含めて対象としています。

Q25-15 こども・子育て支援事業において、国庫補助事業に併せて実施する単独事業とはどのような事業ですか。

A25-15 例えば次のような事業です。

- ・ 国庫補助を受けて行う保育所の整備に併せて行う一般のこども・子育て世帯が利用する子育て相談室等の整備
- ・ 多様なこども・子育て支援機能をもつ複合施設を整備する場合における、国庫補助事業と併せて行う子育て相談室等（児童館として位置付けられる施設を含む。）の整備
- ・ 国庫補助を受けて行う保育所の改修に併せて行う園庭の芝生化

Q25-16 「公共施設の新築・増築・改築又は公用施設の増築・改築に係る事業である場合には、公共施設等総合管理計画に定める計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標等と整合性を図りつつ行う」事業とは、具体的にどのような事業ですか。

A25-16 当該公共施設の新築・増築・改築又は公用施設の増築・改築を含めた当該地方公共団体の公共施設等全体として、公共施設等総合管理計画に定める公共施設等の数・延べ床面積に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標等に沿っていると認められる事業が対象となります。

そのため、例えば、公共施設等総合管理計画において公共施設等の数や延べ床面積等を減らす全体目標がある中で、他の公共施設等は現状を維持しつつ、公共施設等を単純に増加させるような事業は、対象外となります。

【26 辺地及び過疎対策事業】

Q26-1 辺地及び過疎対策事業のうち、「電気通信に関する施設」は、どのような施設・設備が対象ですか。

A26-1 例示すると次のとおりです。

- 1 有線放送電話業務、有線ラジオ放送業務及び有線テレビジョン放送に係る施設・設備並びに共聴施設（受信障害対策共聴施設を除く。）
- 2 難視聴解消のため、放送法（昭和25年法律第132号）第92条に基づく特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が設置する、又は無線システム普及支援事業費等補助金を受けて整備する同法第2条第20号に基づく放送局に係る施設・設備
- 3 無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受け、又は別に定めるところにより単独事業として実施する電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に基づく無線局のうち移動通信無線局に係る施設・設備
- 4 地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用して超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系光ファイバ網その他の高速・超高速インターネットアクセスを可能とする通信施設・設備
- 5 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく端末設備及び電気通信設備並びにこれら設備の設置に係る施設・設備
- 6 電波法第2条第3号に基づく無線電話

Q26-2 光ファイバの整備を行う民間事業者に対する補助を行うに当たり、維持管理に要する経費を複数年分まとめて支払う場合、辺地対策事業債又は過疎対策事業債（ハード分）の対象になりますか。

A26-2 維持管理に要する経費については、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）又は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）において地方債の対象とされている「施設の整備につき当該市町村が必要とする経費」には該当しないことから、辺地対策事業債及び過疎対策事業債の対象にはなりません。

Q26-3 高度無線環境整備事業では無線局エントランス以降の設備（引込線、無線局本体、宅内端末など）は補助対象外とされていますが、辺地対策事業債又は過疎対策事業債（ハード分）の対象になりますか。

A26-3 電気通信に関する施設に該当するものであれば、補助対象外経費であっても、辺地対策事業債又は過疎対策事業債の対象になります。

ただし、個人宅に設置する宅内端末のうち、個人に支給するものは対象外となります。

Q26-4 過疎対策事業のうち、集落と集落を結ぶ道路などの道路事業について、道路の延長の要件はどのようになっていますか。

A26-4 道路事業について、延長の要件はありませんが、単年度事業量で延長が短いものを実施する場合、事業の必要性、投資的効果等、地域の実情を考慮する必要があります。

Q26-5 過疎対策事業債のうち、「障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設」はどのような施設が対象ですか。

A26-5 社会福祉施設事業債及び介護サービス事業債の対象となる施設のうち障害者又は障害児に関する施設が対象となり、例示する次のとおりです。

障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設等

Q26-6 過疎対策事業債のうち、「中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所」はどのような施設が対象ですか。

A26-6 市町村が個人又は法人その他の団体に使用許可又は貸付けをする次の施設が対象となります。

- ・ 市町村自ら整備する貸工場又は貸事務所
 - ・ 市町村が既存の空き工場等を取得した後、整備する貸工場又は貸事務所
- なお、譲渡を目的として整備するものは、その性格上対象となりません。

Q26-7 過疎対策事業のうち、「地場産業の振興に資する施設」のうち再生可能エネルギーの生産施設や、「太陽光、バイオマス熱を熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設」は、どのような施設・設備が対象ですか。

A26-7 例示すると次のとおりです。

- 1 太陽光については、ソーラー発電、太陽光パネル等
- 2 風力については、風車による小風力発電等
- 3 水力については、小川や水路を利用した小水力発電等
- 4 地熱については、温泉を利用した給湯や暖房のシステム等
- 5 太陽熱については、太陽熱を利用した給湯や暖房のシステム等
- 6 自然界に存する熱については、冬期に貯蔵した雪氷を利用した冷房システム、自然界に存在する温度差（空中と地中）を利用したヒートポンプ等
- 7 バイオマス又はバイオマス燃料を熱源とした熱については、木質ペレットを利用したストーブやボイラ、生ゴミから発生したメタンガスを利用した給湯等
- 8 バイオマス燃料の製造については、生ゴミからメタンガスを収集する装置、木質ペレットの製造機材、廃食用油をディーゼルエンジンの燃料に再生する装置等
- 9 上記1～8の施設・設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管、EMS（エネルギーマネジメントシステム）等

Q26-8 過疎対策事業のうち、「太陽光、バイオマス熱を熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設」と、「地場産業の振興に資する施設」のうち再生可能エネルギーの生産施設とは、どのような違いがありますか。

A26-8 「太陽光、バイオマス熱を熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設」とは、公用又は公共用

に供するもの、すなわち、原則として過疎地域の市町村自らが当該施設を整備し、当該過疎地域の市町村の公用施設又は公共施設に電力等を供給する、いわゆる自家消費を主たる目的とするものを指します。

そのため、売電を主たる目的とする場合、具体的には、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合や再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は、対象外となります。

ただし、売電を主たる目的とする場合のうち、当該施設を整備に対し、過疎地域の市町村が補助する場合において、当該過疎地域の市町村の公用施設又は公共施設に電力等が供給されるものであって、当該電力等が無償又は通常より低価格で市町村に供給されることにより、実質的に過疎地域の市町村自らが当該施設を整備し、自家消費する場合と同等の効果が得られると認められる場合は、対象となります。

一方で、「地場産業の振興に資する施設」においては、売電を主たる目的とする場合であって、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設が対象となります。

そのため、独立採算が可能と考えられることから、再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする場合は対象外、国庫支出金を受けて実施する事業は原則として対象外となります。

地方単独事業についても、施設整備に要する経費の1/2を超えて過疎対策事業債等やこれを財源とする補助金を充当した場合には、独立採算が可能と考えられることから、原則として施設整備に要する経費の1/2を上限として起債対象事業費を算出することとなります。

Q26-9 過疎対策事業債のうち、雇用創出特別分は「将来にわたる継続的な民間雇用の創出が見込まれる事業」とされていますが、具体的にどのような事業ですか。

A26-9 当該過疎地域において、当該地域の実情に応じた雇用創出効果が見込まれる、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業が対象となります。

(1) 施設整備等に伴う直接的な民間雇用が見込まれること

例：

- ・ 地場製品の加工及び製品開発を行う施設の整備により、指定管理先の企業の従業員○人の雇用が見込まれる。
- ・ 地場製品販売施設を運営する法人の設立に際して出資を行うことで、当該法人で販売業務に従事する従業員○人の雇用が見込まれる。
- ・ 貸工場を整備することで、当該貸工場を借り受ける企業の従業員○人の雇用が見込まれる。

(2) 施設整備等により、その波及効果による民間雇用が見込まれること

例：

- ・ 地場製品の加工及び製品開発を行う施設の整備により、新たな地場商品の商品化が進み、当該商品を生産する企業に○人の雇用増が見込まれる。
- ・ 地場製品販売施設を運営する法人の設立に際して出資を行うことで、地場製品の売上高の増加が見込まれ、当該地場商品を生産する法人に○人の雇用増が見込まれる。
- ・ 貸工場整備により企業を誘致することで、当該企業の事業に必要な原材料の販売元に新たな需要が生まれ、これに対応するための従業員○人の雇用増が見込まれる。

Q26-10 過疎対策事業債のうち、公共施設マネジメント特別分は「公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業（原則として、建築物にあつては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあつては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものに限る。）」とされていますが、延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）が減少しない集約化事業や複合化事業は、どのような場合が特別分の対象となりますか。

また、統合前の施設について、どのように廃止すべきですか。

A26-10 廃止した公共施設等の建築物を有効活用することで、統合後の施設を新築する場合よりも整備費を抑制できる場合等、合理的な理由があれば、延床面積（建築物）又は維持管理経費等（非建築物）が減少しなくても公共施設マネジメント特別分の対象となります。

統合前の施設について、公共施設マネジメント特別分が施設の統廃合を伴うことを要件としていることや公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）においては、集約化又は複合化による統合前の施設の廃止が、統合後の施設の供用開始から5年以内に行われるものを対象としていることを踏まえ、公共施設等総合管理計画等に基づき、適切に廃止していただく必要があります。

Q26-11 過疎対策事業債のうち、脱炭素化推進特別分（b）は「当該過疎地域の市町村内での消費を主たる目的とするものの整備に係る事業」とされていますが、具体的にどのような事業ですか。

A26-11 当該過疎地域の市町村内の需要家への売電を主たる目的とするものを指します。そのため、発電量に占める当該過疎地域の市町村外の需要家への売電の割合が50%を超えると見込まれる場合は、脱炭素化推進特別分の対象外となります。

【27 公営企業債】

Q27-1 公営企業債（脱炭素化推進事業）の期間はいつまでですか。

A27-1 令和7年度までです。

Q27-2 公営企業債（脱炭素化推進事業）はどのような事業が対象ですか。

A27-2 公営企業債（脱炭素化推進事業）は、実行計画（事務事業編）に基づく、公営企業施設等の脱炭素化のための事業であり、具体的には、脱炭素化推進事業と同様の事業である①太陽光発電設備の整備、②ZEB 基準相当に適合させる事業、③省エネルギー基準に適合させるための改修事業、④LED 照明の導入のための改修事業、⑤公用車における電動車の導入に加え、③に掲げる設備以外の設備に係る省エネルギー改修事業も対象となります。さらに、⑥水道事業（上水道事業）及び工業用水道事業における小水力発電のための設備の整備、⑦交通事業（自動車運送事業）における電動バスの導入、⑧下水道事業における下水汚泥のエネルギー利用、下水熱の利用、下水汚泥資源の肥料利用及び一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備の整備についても対象となります（詳細についてはQ24-3～7、Q24-9～11も参照してください）。

なお、上記①～⑦については地方単独事業が、⑧については国庫補助事業及び地方単独事業が対象となります。

Q27-3 公営企業債（脱炭素化推進事業）により公営企業施設等の脱炭素化を行う場合には、実行計画（事務事業編）の策定・改定に当たり、どのような点に留意すればよいですか。

A27-3 公営企業債（脱炭素化推進事業）による公営企業施設等の脱炭素化に当たっては、Q27-2に記載の事業について実行計画（事務事業編）に基づくものとする必要があります。

実行計画（事務事業編）の策定・改定に係る留意点についてはQ24-2も参照してください。

Q27-4 一部事務組合（企業団）及び広域連合（広域連合企業団）についても、実行計画（事務事業編）に基づくものとする必要がありますか。

A27-4 一部事務組合（企業団）及び広域連合（広域連合企業団）についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられており、事業の実施に当たっては、実行計画（事務事業編）に基づくものとする必要があります。

Q27-5 省エネルギー基準に適合させるための改修事業以外の省エネルギー改修事業とは、具体的にどのような事業が対象となるのでしょうか。

A27-5 省エネルギー基準に適合させるための改修事業以外の省エネルギー改修事業は、省エネルギー基準に適合させるために必要となる、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機及び BEMS（ビルエネルギーマネジメ

ントシステム)を対象とした設備以外の設備に係る省エネルギー改修事業(省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入等)であって、設備を改修することで、改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの(売電を主たる目的とする設備の改修であって、発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる事業に係るものや再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電をする事業に係るものを除く。)が対象になります。

Q27-6 水道事業(上水道事業)及び工業用水道事業における小水力発電のための設備の整備とは、具体的にどのようなものが対象となりますか。

A27-6 上水道及び工業用水道のための取水、導水、浄水、送水及び配水施設に定格出力1,000kW未満の水力発電のための設備を整備する事業が対象となります。

Q27-7 交通事業(自動車運送事業)における電動バスの導入とは、具体的にどのような事業ですか。

A27-7 自動車運送事業において、「電気バス」、「プラグインハイブリッドバス」、「燃料電池バス」を導入する事業が対象となります。具体的には以下のとおりです。

- 1 「電気バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車(当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であると記載されているもの(以下「プラグインハイブリッド自動車」という。)を含まない。)であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいいます。
- 2 「プラグインハイブリッドバス」とは、プラグインハイブリッド自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいいます。
- 3 「燃料電池バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいいます。

Q27-8-1 下水汚泥のエネルギー利用(バイオガス発電、固形燃料化)や下水熱の利用とは、具体的にどのようなものが対象ですか。

A27-8-1 下水汚泥のエネルギー利用(バイオガス発電、固形燃料化)は、バイオガス発電設備、バイオガス精製設備、固形燃料化設備や、これらと一体となって整備する必要があるその他の汚泥処理設備が対象となります。

下水熱の利用は、下水熱に係る熱交換設備、送水設備及びポンプ設備並びにその附帯設備が対象となります。

Q27-8-2 下水汚泥資源の肥料利用(汚泥の肥料利用、リン回収)とは、具体的にどのようなものが対象ですか。

A27-8-2 汚泥を発酵若しくは乾燥させることで肥料に利用する設備、汚泥処理過程からリンを抽出し、肥料に利用する設備や、これと一体となって整備する必要があるその他の汚泥処理設備が対象となります。

Q27-8-3 一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却のための設備とは、具体的にどのようなものが対象ですか。

A27-8-3 一酸化二窒素排出量が0.645kg/t-wet以下であることを前提とし、廃熱回収率が40%以上かつ消費電力量削減率が20%以上の設備が対象となります。併せて、これと一体となって整備する必要があるその他の汚泥処理設備も対象となります。なお、廃熱回収とは、焼却プロセスにおける廃熱回収(空気余熱器や白煙防止用熱交換器及び乾燥用熱交換器による排ガスからの熱回収、廃熱の有する熱エネルギーの過給機への利用等)、廃熱発電(売電を主たる目的とする場合を除く。)、消化槽加温及び地域熱供給(空調利用、ロードヒーティング等)等のことを指します。

Q27-9 資本費平準化債を発行することを検討していますが、どのような点に留意すればよいですか。

A27-9 資本費平準化債の適債性については、収支計画等で事業開始後一定期間内において収支相償する事業であるかどうか

かについて、確認する必要があります。

なお、収支計画等の作成に当たっては、資本費平準化債の発行により、地方債の償還を繰り延べることや利子償還額が大きくなること等を適切に反映してください。

Q27-10 平均残存耐用年数の算出に当たって対象とする全ての償却資産のうち「公営企業債を財源として取得又は改良した償却資産」とは、具体的にどのようなものですか。

A27-10 公営企業債を財源として取得又は改良した償却資産のうち償却年数が耐用年数に満たないものを指します。

ただし、当該償却資産の平均残存耐用年数の算出ができない場合には、平均残存耐用年数の算出に当たっては、全ての償却資産のうち償却年数が耐用年数に満たないものを対象として差し支えありません。

Q27-11 公営企業会計適用債の対象経費に法適用事務に従事した職員の人件費を含めることは可能ですか。

A27-11 地方公営企業法の財務規定等の適用には、多くの事務作業や専門的な知識が必要となるところであり、公営企業会計適用債の取扱いにおいては、資産台帳作成等の作業など、「公営企業会計の適用に直接必要」として採用された職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき採用された職員、会計年度任用職員及び再任用職員）に対する給与及び費用弁償等のほか、外部専門家の招へいに要する経費（公営企業経営支援人材ネットワーク事業の利用に要する経費を含む。）についても起債対象経費に含むこととしています。

なお、自団体・他団体を問わず、上記の職員を除く職員の給与については、起債対象経費に含めないこととしています。

Q27-12 廃棄物発電事業の売電を主たる目的とする場合とはどのような場合ですか。

A27-12 売電を主たる目的とする場合とは、発電量に占める売電割合が50%を超えると見込まれる場合や再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度の適用を受けて売電する場合です。

Q27-13 病院事業・介護サービス事業における医療若しくは看護又は介護のために必要な機械器具の整備費等は、どのようなものが対象となりますか。

A27-13 原則として、一品当たりの取得価格が20万円以上であって、かつ耐用年数が5年以上のものが対象となります。

Q27-14 地域開発事業において、事業開始年度から30年を超える事業の協議等手続は、どのように行うのですか。

A27-14 地域開発事業において、関連公共事業等の遅延により事業開始の年度から30年を超える事業については、遅延の理由及び今後の事業計画を明らかにして協議等を行うようにしてください。

Q27-15 観光その他事業はどのような事業が対象ですか。

A27-15

- 1 有料道路事業は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づく有料道路が対象です。
- 2 駐車場整備事業は、一般公共の用に供される路上駐車場以外の有料駐車場が対象です。対象事業には、自動二輪車、自転車等の置場を併設し一体として運営するものが含まれます。
- 3 観光施設事業及びその他事業の対象事業を例示すると、次のとおりです。
観光施設、温泉施設、動物園、索道、墓園、ケーブルテレビ、産業廃棄物処理施設等の整備事業、公営競技に係る施設の整備事業等
- 4 その他事業の対象事業には、廃棄物処理法第15条の5第1項の規定により環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センターに対して地方公共団体が行う出資金又は補助金が含まれます。

5 なお、平成 24 年度から、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未達の規模のものに限って同意等を行うこととしています。

Q27-16 同意等基準運用要綱【別紙 1】内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債の取扱いについて、「当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未達」の規模の事業であることを確認するための値の算定に用いる算式について詳しく教えてください。

A27-16

- 1 算式の記号「A 当該事業に係る起債予定額の総額」については、単年度の起債予定額ではなく、事業計画全体における総起債額を算定に用いてください。また、法人格を別にして事業を実施する場合にも、算式の記号 A については、事業計画全体における当該事業に対する出資金債・貸付金債・補助金債の総起債額と損失保証契約に係る債務の合算額を算定に用いてください。
- 2 算式の記号「B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額」の「算入公債費等」については、地財法の用語の定義のとおりです。

Q27-17 同意等基準運用要綱【別紙 1】内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債の取扱いについて、法人格を別にして事業を実施する場合には、土地開発公社により事業を実施する場合も含まれますか。

A27-17 土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）により地方公共団体が債務保証をすることができることとされているため、土地開発公社により事業を実施する場合には対象としていません。

Q27-18 市町村が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や農業集落排水施設及び漁業集落排水施設への接続に係る宅内配管工事費に対して助成を行う場合、その助成費が国庫補助金の対象となりましたが、当該助成費に下水道事業債を充当できますか。

A27-18 宅内配管は個人に係る資産であることから、その助成費は普通会計において支出すべきものであり、公営企業に要する経費とは認められないため、下水道事業債を充当できません。

Q27-19 旧公害防止対策事業分に含まれない「処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さない事業」とは具体的にどのようなものですか。

A27-19 処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さない事業とは更新事業のことを指しており、具体的には、既存の下水処理施設を取り替える事業です。ただし、既存の下水処理施設を取り替える事業であっても、以下の 1～4 については「旧公害防止対策事業分」の対象となります。

- 1 処理場、ポンプ施設及び管路施設を構成する機械及び設備を取り替える事業（ただし、当該処理場等（処理系列、ポンプ施設及び管路施設にあっては処理場系統）の供用開始後 25 年目までの取り替えに限る。）
- 2 管渠を増口径のものに取り替える事業、処理場等の処理水量を増大するため処理場等を構成する個々の機械及び設備を取り替える事業
- 3 合流改善施設に係る事業
- 4 高度処理施設に係る事業

また、管渠の更生事業（新設管と同程度の耐荷能力、耐久性等を有する管に更生するもの）については、下水処理施設を取り替える事業ではありませんが、既設管の強度を増す等により、新設管に取り替えた場合と同程度の機能を確保するものであり、実質的には管を取り替えた場合と同様であることから、更新事業として取り扱います。

なお、これらの取扱いは、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 5 条の規定による地方債の指定について」（平成 23 年 11 月 14 日付け総財調第 35 号）に基づく事業の取扱いと同様のものです。

Q27-20 旧公害防止対策事業分の「別に定める事業計画」とは何ですか。

A27-20 「「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について」（令和3年4月1日付け総財調第6号）の3に規定する事業計画のことです。

Q27-21 施設又は設備のデジタル化に要する経費とはどのようなものですか。

A27-21 例示すると次のとおりです（ただし、同意等基準運用要綱第一の一の1の(2)のア、イに定める要件を満たすものに限ります。アに該当しない場合であっても、高額かつ一定の耐用年数が見込まれ、地方債を充当することが世代間の負担の公平等の観点から適当である場合には、対象とすることができます。）。

- 1 管路に設置する計測器の購入に要する経費
- 2 漏水・浸水可能性区域を把握するAIの導入に要する経費
- 3 ドローン（水中ドローンを含む。）の導入に要する経費
- 4 浄水場・処理場への監視・通信端末の導入に要する経費
- 5 浄水処理・下水処理を自動制御するAIの導入に要する経費
- 6 管路内を走行する調査用カメラの導入に要する経費
- 7 管路に設置する集音装置の購入に要する経費
- 8 バス運行情報管理システムの改修・乗降客センサーの設置に要する経費
- 9 遠隔医療のための5G通信機器の導入に要する経費
- 10 画像データを病院間で共有するシステムの導入に要する経費

【28 協議等の手続】

Q28-1 地方債の届出制度について教えてください。

A28-1 地方公共団体が地方債を発行する場合には、原則として、国等との協議が必要ですが、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直し、以下の1から4までの要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、原則として、総務大臣又は都道府県知事との協議が不要となり、事前届出で足りることになります。

- 1 実質公債費比率が18%未満
- 2 実質赤字額が0
- 3 連結実質赤字比率が0
- 4 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては400%未満、一般市区町村にあっては350%未満

なお、公的資金債のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金債に係る届出についても同様です。

Q28-2 事前届出に際して、予算の議決は届出の日までに得る必要がありますか。

A28-2 予算の議決は都道府県にあっては総務大臣への届出の日まで、市町村にあっては都道府県知事から総務大臣への報告の日までに得る必要があります。

地方自治法第230条の規定により、地方債を起こす場合、予算の定めるところによることとなるものですが、届出により地方債を起こす場合、当該地方債に係る上記届出又は報告をもって、地財法上、地方債を起こす際に必要とされる手続が完了することとなるため、届出又は報告の日までに、予算の議決を得る必要があります。

Q28-3 国の予算等貸付金債の協議等（届出を含む。）の事務は、どのように進めればよいですか。

A28-3

- 1 有料道路（駐車場を含む。）整備資金貸付金の協議等については、観光その他事業の有料道路事業又は駐車場整備事業と併せて行ってください。

- 2 埠頭整備等資金貸付金（マリーナ整備事業に係るものを除く。）の協議等については、一般補助施設整備等事業（特別転貸債分）と併せて行ってください。
- 3 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の協議等のうち、住宅資金に係るものについては、地域開発事業と併せて行ってください。
- 4 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金の協議等のうち、造林資金については公有林整備事業として、土地改良資金については草地開発事業としてそれぞれ明らかにして行ってください。
- 5 日本政策金融公庫資金貸付金の協議等については、造林資金・分収林取得資金を公有林整備事業として、牧野資金を草地開発事業としてそれぞれ明らかにして行ってください。

Q28-4 その他、地方債の協議等の手続に関して、留意すべきことはありますか。

A28-4 都道府県及び指定都市は、総務大臣への協議等に当たっては起債協議書等の写しを財務事務所（財務局）に送付していただきますが、財政融資資金債を除くものについては、市町村分と同様、財務事務所（財務局）のヒアリングは不要となります（別紙3参照）。

なお、財務事務所（財務局）に対する手続については、早期協議についても同様になります。

【29 借換債】

Q29-1 借換えに当たり、償還年限の延長を伴う場合には、どのような点に留意する必要がありますか。

A29-1 施設の耐用年数に比して財源とした地方債の償還期間が短いこと等により償還年限の延長を伴う借換債については、主に以下の点等について留意が必要です。

- 1 借換えにより延長された償還年限の範囲内において、当該地方債の償還に係る各年度の元利償還が平準化されていること。（据置期間をおくこと等により公債費の負担を単に後年度に先送りするものではないこと。）
- 2 借換後の利子が著しく高くなる等、借換えに伴う財政負担が必要以上に高くなっていないこと。
- 3 公債費以外の歳出の合理化が図られている等、財政健全化に向けた取組がなされていること。

なお、借換債については、個別に協議等手続を行っており、事前に上記の内容を中心に確認を行うこととしています（届出手続分も含みます）。

Q29-2 償還年限内に借換えを予定する場合における協議等の事務は、どのように進めればよいですか。

A29-2

- 1 償還年限内において借換えを予定する場合の償還方法には、償還ペースが明らかとなるよう借換え時期における借換え予定額を記述して、協議等を行ってください。また、借換え時において、満期一括償還方式と定時償還方式を選択する場合には、その旨を記述してください。
- 2 償還年限内において借換えを予定する場合の金利については、上限金利の記述による場合のほか、例えば、同時期に発行される同償還年限の国債の金利と均衡がとれていること等、適切な方法で予定を記述してください。

Q29-3 公債費負担の平準化を図るために借換えを行い、これにより償還ペースが遅延する場合には、どの時点で協議等を行う必要があるのか教えてください。

A29-3 償還ペースが遅延させる場合には協議等を要することから、借換えにより償還ペースが遅延する場合には、借換債の発行段階で協議等が必要となります。

なお、平成17年度以前に許可を受けた地方債については、償還ペースは許可内容ではありませんが、借換えにより償還年限が延長となる場合には協議等が必要となります。

また、これらの借換債の協議等を行うに当たっては、後年度への公債費負担の単なる先送りであるとの印象を対外的に与えることのないよう、適切に対応してください。